

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）（第一条）（抄）……………136

○建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）（第二条関係）（抄）……………139

○官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）（第三条関係）（抄）……………140

○国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）（第四条関係）（抄）……………140

○建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）（第一条）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(イ)項の(イ)項に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の二十九項の(イ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の三十項の(イ)欄に掲げる日影図と、表一の(イ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の二十九項の(イ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の四十七項の(イ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。</p> <p>一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類</p> <p>(1) 次の表二の各項の(イ)欄並びに表五の(二)項及び(三)項の(イ)欄に掲げる建築物、それぞれ表二の各項の(イ)欄に掲げる図書並びに表五の(二)項の(イ)欄に掲げる計算書及び同表の(三)項の(イ)欄に</p>	<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(イ)項の(イ)項に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の二十九項の(イ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の三十項の(イ)欄に掲げる日影図と、表一の(イ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の二十九項の(イ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の四十七項の(イ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。</p> <p>一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類</p> <p>(1) 次の表二の各項の(イ)欄並びに表五の(二)項及び(三)項の(イ)欄に掲げる建築物、それぞれ表二の各項の(イ)欄に掲げる図書並びに表五の(二)項の(イ)欄に掲げる計算書及び同表の(三)項の(イ)欄に</p>

掲げる図書（用途変更の場合においては表二の(一)項の(5)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項の(5)欄に掲げる図書、表五の(一)項、(四)項及び(五)項の(5)欄に掲げる計算書並びに同表の(三)項の(5)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを、(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては同表の(二)項の(5)欄に掲げる計算書を除く。）

二
四
(略)

(イ)	法第二十条の三	令第三十條	規定が適用される建築物
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
(ロ)	図書の種類	明示すべき事項	
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
(ハ)	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
(ニ)	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
(ヘ)	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
(コ)	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物

掲げる図書（用途変更の場合においては表二の(一)項の(5)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項の(5)欄に掲げる図書、表五の(一)項、(四)項及び(五)項の(5)欄に掲げる計算書並びに同表の(三)項の(5)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを、(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては同表の(二)項の(5)欄に掲げる計算書を除く。）

二
四
(略)

(イ)	法第二十条の三	令第三十條	規定が適用される建築物
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
(ロ)	図書の種類	明示すべき事項	
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
(ハ)	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
(ニ)	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
(ヘ)	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
(コ)	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物

(三)	法第二十二條の三	規定が適用される建築物	
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
(四)	法第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
(五)	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
(六)	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
(七)	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
(八)	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物

(三)	法第二十二條の三	規定が適用される建築物	
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
(四)	法第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
(五)	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
(六)	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
(七)	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
(八)	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物
	令第三十條	令第三十條	規定が適用される建築物

四三	(略)	(イ)	(略)	(三)
(四十二)	(略)	(イ)	(略)	(三)
四十三	防火設備を令第百十二条第一項の認定を受けたものとする建築物	令第百十二条第一項に係る認定書の写し	(略)	(三)
四十四	天井を令第百十二条第二項第一号の認定を受けたものとする建築物	令第百十二条第二項第一号に係る認定書の写し	(略)	(三)
四十五	(略)	(略)	(略)	(三)
四十九	床の構造を令第百十五条の二第二項第四号の認定を受けたものとする建築物	令第百十五条の二第二項第四号に係る認定書の写し	(略)	(三)
五十	階段室又は付室の構造を令第百二十三条第三項第二号の認定を受けたものとする建築物	令第百二十三条第三項第二号に係る認定書の写し	(略)	(三)
五十一	防火設備を令第百二十六条の二第二項の認定を受けたものとする建築物	令第百二十六条の二第二項に係る認定書の写し	(略)	(三)
五十二	道路その他の部分を令第百二十六条の六第三号の認定を受けたものとする建築物	令第百二十六条の六第三号に係る認定書の写し	(略)	(三)
五十三	令第百二十九条第一項の認定を受けたものとする階のある建築物	令第百二十九条第一項に係る認定書の写し	(略)	(三)
五十四	(略)	(略)	(略)	(三)

四三	(略)	(イ)	(略)	(三)
(四十二)	(略)	(イ)	(略)	(三)
四十三	防火設備を令第百十二条第一項の認定を受けたものとする建築物	令第百十二条第一項に係る認定書の写し	(略)	(三)
四十四	(略)	(略)	(略)	(三)
四十八	床の構造を令第百十五条の二第二項第四号の認定を受けたものとする建築物	令第百十五条の二第二項第四号に係る認定書の写し	(略)	(三)
四十九	(新設)	(新設)	(略)	(三)
五十	防火設備を令第百二十六条の二第二項の認定を受けたものとする建築物	令第百二十六条の二第二項に係る認定書の写し	(略)	(三)
五十一	令第百二十九条の二第二項の認定を受けたものとする階のある建築物	令第百二十九条の二第二項に係る認定書の写し	(略)	(三)

五十五	令第百二十九条の二第二項の認定を受けたものとする建築物	令第百二十九条の二第二項に係る認定書の写し	(略)	(三)
五十六	(略)	(略)	(略)	(三)
六十二	(略)	(略)	(略)	(三)
四	(略)	(イ)	(略)	(三)
五	(略)	(イ)	(略)	(三)

五十二	建築物 令第百二十九条の二第二項の認定を受けたものとする建築物	令第百二十九条の二第二項に係る認定書の写し	(略)	(三)
五十三	(略)	(略)	(略)	(三)
五十九	(略)	(略)	(略)	(三)
四	(略)	(イ)	(略)	(三)
五	(略)	(イ)	(略)	(三)

2・3 (略)

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。

イ (略)

ロ 申請に係る建築物の計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号まで

2・3 (略)

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）。

イ (略)

ロ 申請に係る建築物の計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号まで

に掲げる建築物の計画に令第百四十六条第一項第三号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類

ハ 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の(1)及び(2)に掲げる建築設備である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

(1) 次の表一の各項目の(イ)欄に掲げる建築設備 当該各項目の(ロ)欄に掲げる図書

(2) 次の表二の各項目の(イ)欄に掲げる建築設備 当該各項目の(ロ)欄に掲げる書類(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

(九) (略)	(イ) (略)	(五) (略)	(五) (略)
		(略)	(略)
(九) (略)	(イ) (略)	(五) (略)	(五) (略)
		(略)	(略)
(九) (略)	(イ) (略)	(五) (略)	(五) (略)
		(略)	(略)

に掲げる建築物の計画に令第百四十六条第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類

ハ 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の(1)及び(2)に掲げる建築設備である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

(1) 次の表一の各項目の(イ)欄に掲げる建築設備 当該各項目の(ロ)欄に掲げる図書

(2) 次の表二の各項目の(イ)欄に掲げる建築設備 当該各項目の(ロ)欄に掲げる書類(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

(九) (略)	(イ) (略)	(五) (略)	(五) (略)
		(略)	(略)
(九) (略)	(イ) (略)	(五) (略)	(五) (略)
		(略)	(略)
(九) (略)	(イ) (略)	(五) (略)	(五) (略)
		(略)	(略)

(二十) (一) (略)	(イ) (略)	(五) (略)	(五) (略)
		(略)	(略)
(二十) (一) (略)	(イ) (略)	(五) (略)	(五) (略)
		(略)	(略)
(二十) (一) (略)	(イ) (略)	(五) (略)	(五) (略)
		(略)	(略)

(二十) (一) (略)	(イ) (略)	(五) (略)	(五) (略)
		(略)	(略)
(二十) (一) (略)	(イ) (略)	(五) (略)	(五) (略)
		(略)	(略)
(二十) (一) (略)	(イ) (略)	(五) (略)	(五) (略)
		(略)	(略)

二十二	令第百二十九条の十三の三第 三項の認定を受けたものとする 構造の昇降路又は乗降ロビーを 有する非常用エレベーター	令第百二十九条の十三の 三第十三項に係る認定書 の写し
二十三	(略)	(略)

5 第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物。法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写し（その認定型式が令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合に於ては、当該認定型式の認定書の写し及び申請に係る建築物が当該認定型式に適合する建築物の部分に有するものであることを確認するために必要な図書及び書類として国土交通大臣が定めるもの）を添えたものにあつては、次の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 (略)

三 法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（第三条第四項第二号を除き、以下単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物。認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の(ニ)欄に掲げる図書については同表の(ホ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
-----	-----	-----	-----	-----

二十二	(略)	(略)
-----	-----	-----

5 第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物。法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 (略)

三 法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（第三条第四項第二号を除き、以下単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物。認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の(ニ)欄に掲げる図書については同表の(ホ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
-----	-----	-----	-----	-----

(一)		(二)		(三)		(四)		(五)	
令第百三 十六条の 二の十一	第一項の表三 及び表四に掲 げる図書	第一項の表一の (ロ)項に掲げる図 書及び第一項の 表二の(ロ)欄に掲 げる図書のうち 令第百三十六条 の二の十一第一 号イに掲げる規 定が適用される 建築物の部分に 係る図書	第一項の 表一の(イ) 項に掲げ る図書の うち各階 平面図	第一項の 表一の(イ) 項に掲げ る図書の うち各階 平面図	壁及び筋 かいの位 置及び種 類、通し 柱の位置 並びに延 焼のおそ れのある 部分の外 壁の位置 及び構造 及び構造 延焼のお それのあ る部分の 外壁及び 肝裏の構 造（法第 六十二条 第一項本 文に規定 する建築 物のうち 耐火建 築物及び 準耐火建 築物以外 のものに ついては 開口部 外壁及	第一項の 表一の(イ) 項に掲げ る図書の うち各階 平面図	第一項の 表一の(イ) 項に掲げ る図書の うち各階 平面図	第一項の 表一の(イ) 項に掲げ る図書の うち各階 平面図	第一項の 表一の(イ) 項に掲げ る図書の うち各階 平面図
令第百三 十六条の 二の十一	第一項の表三 及び表四に掲 げる図書	第一項の表一の (ロ)項に掲げる図 書及び第一項の 表二の(ロ)欄に掲 げる図書のうち 令第百三十六条 の二の十一第一 号イに掲げる規 定が適用される 建築物の部分に 係る図書	第一項の 表一の(イ) 項に掲げ る図書の うち各階 平面図	第一項の 表一の(イ) 項に掲げ る図書の うち各階 平面図	壁及び筋 かいの位 置及び種 類、通し 柱の位置 並びに延 焼のおそ れのある 部分の外 壁の位置 及び構造 及び構造 延焼のお それのあ る部分の 外壁及び 肝裏の構 造（法第 六十二条 第一項本 文に規定 する建築 物のうち 耐火建 築物及び 準耐火建 築物以外 のものに ついては 開口部 外壁及	第一項の 表一の(イ) 項に掲げ る図書の うち各階 平面図	第一項の 表一の(イ) 項に掲げ る図書の うち各階 平面図	第一項の 表一の(イ) 項に掲げ る図書の うち各階 平面図	第一項の 表一の(イ) 項に掲げ る図書の うち各階 平面図

5 (三) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(二)							
							令第百三十一項の表三	第一項の表一の(イ)	第一項の(イ)	壁及び筋				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	令第百三十一項の表三及び表四並びに前項の表二第一号に掲げる建築物の部分(同号の十三項に掲げる規定に適合するものであること)に認められたもの(に限る。)	(略)	(略)	(略)	第一項の(イ)	表一の(イ)	項に掲げる図書のうち各階の平面図	壁及び筋
											令第百三十六條	表一の(イ)	項に掲げる図書のうち各階の平面図	及び天井の高さ

5 (二) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(一)							
							令第百三十一項の表三	第一項の表一の(イ)	第一項の(イ)	壁及び筋				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	令第百三十一項の表三及び表四並びに前項の表二第一号に掲げる建築物の部分(同号の十三項に掲げる規定に適合するものであること)に認められたもの(に限る。)	(略)	(略)	(略)	第一項の(イ)	表一の(イ)	項に掲げる図書のうち各階の平面図	壁及び筋
											令第百三十六條	表一の(イ)	項に掲げる図書のうち各階の平面図	及び天井の高さ

6 二 (略)
6 二 (略)

(三) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(イ)		(略)
													令第百四十一條の 規定が適用される 建築物	図書の書類	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(ウ)	
														令第三十八條第三項若しくは第四項、令第三十九條第二項、令第四十條ただし書、令第四十二條第一項第二号、令第四十三條第一項第三号、令第四十七條第一項、令第六十六條、令第六十七條	明示すべき事項

6 二 (略)
6 二 (略)

(三) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(イ)		(略)
														令第百四十一條の 規定が適用される 建築物	図書の書類	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(ウ)		
														令第三十八條第三項若しくは第四項、令第三十九條第二項、令第四十條ただし書、令第四十二條第一項第二号、令第四十三條第一項第三号、令第四十七條第一項、令第六十六條、令第六十七條	明示すべき事項	

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)
第三條 法第八十八條第一項において準用する法第六條第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。
一 別記第十号様式(令第百三十八條第二項第一号に掲げるもの)
以下「視光用エレベーター等」という。にあつては、別記第八号様式(昇降機用)による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)
イ・ロ (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)
第三條 法第八十八條第一項において準用する法第六條第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。
一 別記第十号様式(令第百三十八條第二項第一号に掲げるもの)
以下「視光用エレベーター等」という。にあつては、別記第八号様式(昇降機用)による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)
イ・ロ (略)

2	略	七条第二項、令第六十九條、令第七十條、第七十三條第二項ただし書、同条第三項ただし書、令第七十七條第四号及び第六号、同条第五号ただし書、令第七十七條の二第一項ただし書、令第七十九條の二第二項、令第八十條の二又は令百三十九條第一項第四号イの規定に適合することの確認に必要な図書	第一項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要事項 令第四十二條第一項第三号法による検証 (略)
---	---	--	--

- 2 略
- 3 (計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)
- 3 法第八十八條第一項において準用する法第六條第一項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなるものとする。
- 一、四 (略)
 - 二 視光用エレベーター等の構造耐力上主要な部分以外の部分(前号に係る部分を除く。)の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)

2	略	条、令第七十條、第七十三條第二項ただし書、同条第三項ただし書、令第七十七條第四号及び第六号、同条第五号ただし書、令第七十七條の二第一項ただし書、令第七十九條第二項、令第八十條の二又は令百三十九條第一項第四号イの規定に適合することの確認に必要な図書	(略)
---	---	---	-----

- 2 略
- 3 (計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)
- 3 法第八十八條第一項において準用する法第六條第一項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなるものとする。
- 一、四 (略)
 - 二 令百三十八條第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターで視光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)の構造耐力上主要な部分以外の部分(前号に係る部分を除く。)の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)

- 4 (略)
- (指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等)
- 3 前二項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織(指定確認検査機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三條の十一、第三條の二十二(第六條の十、第六條の十二、第六條の十四及び第六條の十六において準用する場合を含む。))及び第十一條の二を除き、以下同じ。)の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。
- (確認審査報告書)
- 3 法第六條の第二十項第六條の二第五項の国土交通省令で定める書類(法第六條の二第一項の確認済証の交付をした場合に限り。)は、次の各号に掲げる書類とする。
- 一 一次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める書類
 - イ、ロ (略)
- ハ 法第八十八條第一項に規定する工作物、別記第十号様式(鋼管エレベーター等)にあつては、別記第八号様式(昇降機用)の第二面による書類
- ニ (略)
- 三・三 (略)

- 4 (略)
- (指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等)
- 3 前二項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織(指定確認検査機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三條の十一、第三條の二十二(第六條の十、第六條の十二、第六條の十四及び第六條の十六において準用する場合を含む。))及び第十一條の二を除き、以下同じ。)の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。
- (確認審査報告書)
- 3 法第六條の第二十項第六條の二第五項の国土交通省令で定める書類(法第六條の二第一項の確認済証の交付をした場合に限り。)は、次の各号に掲げる書類とする。
- 一 一次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める書類
 - イ、ロ (略)
- ハ 法第八十八條第一項に規定する工作物、別記第十号様式(鋼管エレベーター等)にあつては、別記第八号様式(昇降機用)の第二面による書類
- ニ (略)
- 三・三 (略)

- 4 (略)
- (指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等)
- 3 前二項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織(指定確認検査機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三條の十一、第三條の二十二(第四條の二十四、第四條の二十六及び第四條の二十八において準用する場合を含む。))及び第十一條の二を除き、以下同じ。)の使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。
- (確認審査報告書)
- 3 法第六條の第二十項第六條の二第五項の国土交通省令で定める書類(法第六條の二第一項の確認済証の交付をした場合に限り。)は、次の各号に掲げる書類とする。
- 一 一次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める書類
 - イ、ロ (略)
- ハ 法第八十八條第一項に規定する工作物、別記第十号様式(令百三十八條第二項第一号に掲げる工作物)にあつては、別記第八号様式(昇降機用)の第二面による書類
- ニ (略)
- 三・三 (略)

- 4 (略)
- (構造計算適合性判定の申請書の様式)
- 3 (構造計算適合性判定の申請書の様式)

第三条の七 法第六条の第三項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第十八号の様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ (略)

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) (2) (略)

(3) 第一条の第三項の表四の七項、十五項、三十一項から三十八項まで、六十一項及び六十二項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類（都道府県知事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

二 四 (略)

2 4 (略)

(登録特定建築基準適合判定資格者講習事務の実施に係る義務)

第三条の十八 登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関は、公正に、かつ、第三条の十六第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行わなければならない。

一 九 (略)

十 修了審査に合格した者に対し、別記第十八号の様式による修了証明書（第三条の二十第八号及び第三条の二十六第一項第五号において単に「修了証明書」という。）を交付すること。

第三条の七 法第六条の第三項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第十八号の様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ (略)

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) (2) (略)

(3) 第一条の第三項の表四の七項、十五項、三十一項から三十八項まで、五十八項及び五十九項の(イ)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類（都道府県知事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

二 四 (略)

2 4 (略)

(登録特定建築基準適合判定資格者講習事務の実施に係る義務)

第三条の十八 登録特定建築基準適合判定資格者講習実施機関は、公正に、かつ、第三条の十六第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行わなければならない。

一 九 (略)

十 修了審査に合格した者に対し、別記第十八号の様式による修了証明書（第四条の二十三第十二号を除き、以下単に「修了証明書」という。）を交付すること。

(削除)

(特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者及び建築設備検査資格者)

第四條の二十 法第十二条第一項に規定する法第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造及び建築設備について調査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「特殊建築物等調査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一 建築基準適合判定資格者

二 特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、次条、第四條の二十二及び第四條の二十四において準用する第三條の十四（第一項を除く。）から第三條の十六（第一項を除く。）までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録調査資格者講習」という。）を修了した者

三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者

2 法第十二条第三項の規定に基づき昇降機（法第八十八條第一項に規定する昇降機等を含む。以下この条において同じ。）について検査を行う国土交通大臣の定める資格を有する者（以下「昇降機検査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一 建築基準適合判定資格者

二 昇降機検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第四條の二十五並びに第四條の二十六において準用する第三條の十四（第一項を除く。）から第三條の十六（第一項を除く。）まで及び第四條の二十二（の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録昇降機検査資格者講習」という。）を修了した者

三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者

3 法第十二条第三項の規定に基づき法第六条第一項第一号に掲げる建築物その他法第十二条第一項の政令で定める建築物の昇降機以外

(削除)

の建築設備について検査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者(以下「建築設備検査資格者」という。)(は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 建築基準適合判定資格者
- 二 建築設備検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第四条の二十七並びに第四条の二十八において準用する第三条の十四(第一項を除く。)(から第三条の十六(第一項を除く。)(まで及び第四条の二十二の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録建築設備検査資格者講習」という。)(を修了した者
- 三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者

(調査資格者講習の登録の申請)

第四条の二十一 前条第一項第二号の登録は、登録調査資格者講習の実施に関する事務(以下「登録調査資格者講習事務」という。)(を行おうとする者の申請により行う。

(削除)

(登録の要件)

第四条の二十二 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次条第四号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。
- 二 次のいずれかに該当する者が講師として登録調査資格者講習事務に従事すること。
 - イ 建築基準適合判定資格者
 - ロ 特殊建築物等調査資格者
 - ハ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学その他の登録調査資格者講習事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職

(削除)

にあつた者又は建築学その他の登録調査資格者講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

- 二 建築行政に関する実務の経験を有する者
- ホ イからニまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 法第十二条第一項又は第二項の規定に基づく調査又は検査を業として行つてゐる者(以下「調査検査業者」という。)(に支配されてゐるものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

- イ 前条の規定により登録を申請した者(以下この号において「登録申請者」という。)(が株式会社である場合にあつては、調査検査業者がその親法人であること。
- ロ 登録申請者の役員に占める調査検査業者の役員又は職員(過去二年間に当該調査検査業者の役員又は職員であつた者を含む。)(の割合が二分の一を超えてゐること。
- ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が調査検査業者の役員又は職員(過去二年間に当該調査検査業者の役員又は職員であつた者を含む。)(であること。

(登録調査資格者講習事務の実施に係る義務)

第四条の二十三 登録調査資格者講習事務を行う者(以下「登録調査資格者講習実施機関」という。)(は、公正に、かつ、前条第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により

- 一 登録調査資格者講習事務を行わなければならない。
- 二 建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者であることを受講資格とすること。
- 三 登録調査資格者講習を毎年一回以上行うこと。
- 四 講義は、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

科目	時間
特殊建築物等定期調査制度総論	一時間
建築学概論	五時間
建築基準法令の構成と概要	一時間
特殊建築物等の維持保全	一時間
建築構造	四時間
防火・避難	六時間
その他の事故防止	一時間
特殊建築物等調査業務基準	四時間

- 五 講義は、前号の表の上欄に掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。
- 六 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
- 七 修了審査は、講義の終了後に行い、特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること。
- 八 登録調査資格者講習を実施する日時、場所その他の登録調査資格者講習の実施に関し必要な事項を公示すること。
- 九 講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者については、申請により、第四号の表の上欄に掲げる科目のうち国土交通大臣が定めるものを免除すること。
- 十 不正な受講を防止するための措置を講じること。
- 十一 終了した修了審査の問題及び当該修了審査の合格基準を公表すること。
- 十二 修了審査に合格した者に対し、別記第三十六号の様式による修了証明書(以下単に「修了証明書」という。)を交付すること。

(削除)

第四号の二十四、第三号の十四から第三号の二十八まで(第三号の十四第一項、第三号の十六第一項及び第三号の十八を除く。)(の規定は、第四号の二十第一項第二号の登録及びその更新、登録調査資格者講習、登録調査資格者講習事務並びに登録調査資格者講習実施機関について準用する。この場合において、第三号の十四第三項第三号中「第三号の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第四号の二十二第二号イからホまで」と、第三号の二十三中「第三号の十六第一項各号」とあるのは「第四号の二十二各号」と、第三号の二十四中「第三号の十八」とあるのは「第四号の二十三」と読み替えるものとする。

(削除)

(昇降機検査資格者講習の登録の申請)
 第四号の二十五、第四号の二十第二項第二号の登録は、登録昇降機検査資格者講習の実施に関する事務(以下「登録昇降機検査資格者講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(削除)

(準用)
 第四号の二十六、第三号の十四から第三号の二十八まで(第三号の十四第一項、第三号の十六第一項及び第三号の十八を除く。)(、第四号の二十二及び第四号の二十三の規定は、第四号の二十第二項第二号の登録及びその更新、登録昇降機検査資格者講習、登録昇降機検査資格者講習事務並びに登録昇降機検査資格者講習実施機関(登録昇降機検査資格者講習事務を行う者をいう。)(について準用する。この場合において、第三号の十四第三項第三号中「第三号の十六第一項第二号イからホまで」とあるのは「第四号の二十六において読み替えて準用する第四号の二十二第二号イからホまで」と、第三号の二十三中「第三号の十六第一項各号」とあるのは「第四号の二十六において読み替えて準用する第四号の二十二各号」と、第三号の二十四中「第三号の十八」とあるのは「第四号の二十六において読

み替えて準用する第四條の二十三」と、第四條の二十二中「前條」とあるのは「第四條の二十五」と、同條第一号中「次條第四号の表」とあり、第四條の二十三第四号中「次の表」とあり、同條第五号中「前号の表」とあり、及び同條第九号中「第四号の表」とあるのは「第四條の二十六の表」と、第四條の二十二第二号ロ及び第四條の二十三第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「昇降機検査資格者」と、同條第十二号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の二様式」と読み替えるものとする。

科目	時間
昇降機・遊戯施設定期検査制度総論	一時間
建築学概論	二時間
昇降機・遊戯施設に関する電気工学	二時間
昇降機・遊戯施設に関する機械工学	二時間
昇降機・遊戯施設に関する建築基準法令	五時間
昇降機・遊戯施設に関する維持保全	一時間
昇降機概論	三時間
遊戯施設概論	三十分
昇降機・遊戯施設の検査標準	四時間

(削除)

(建築設備検査資格者講習の登録の申請)
 第四條の二十七、第四條の二十第三項第二号の登録は、登録建築設備検査資格者講習の実施に関する事務(以下「登録建築設備検査資格者講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(削除)

(準用)

第四條の二十八、第三條の十四から第三條の二十八まで(第三條の十四第一項、第三條の十六第一項及び第三條の十八を除く。)、第四條の二十二及び第四條の二十三の規定は、第四條の二十第三項第二号の登録及びその更新、登録建築設備検査資格者講習、登録建築設備検査資格者講習事務並びに登録建築設備検査資格者講習実施機関(登録建築設備検査資格者講習事務を行う者をいう。)について準用する。この場合において、第三條の十四第三項第三号中「第三條の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第四條の二十八において読み替えて準用する第四條の二十二第二号イからホまで」と、第三條の二十三中「第三條の十六第一項各号」とあるのは「第四條の二十八において読み替えて準用する第四條の二十二各号」と、第三條の二十四中「第三條の十八」とあるのは「第四條の二十八において読み替えて準用する第四條の二十三」と、第四條の二十二中「前條」とあるのは「第四條の二十七」と、同條第一号中「次條第四号の表」とあり、第四條の二十三第四号中「次の表」とあり、同條第五号中「前号の表」とあり、及び同條第九号中「第四号の表」とあるのは「第四條の二十八の表」と、第四條の二十二第二号ロ及び第四條の二十三第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「建築設備検査資格者」と、同條第十二号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の三様式」と読み替えるものとする。

科目	時間
建築設備定期検査制度総論	一時間
建築学概論	二時間
建築設備に関する建築基準法令	三時間三十分
建築設備に関する維持保全	一時間三十分
建築設備の耐震規制、設計指針	一時間三十分
換気、空気調和設備	四時間三十分
排煙設備	二時間
電気設備	二時間三十分
給排水衛生設備	二時間三十分
建築設備定期検査業務基準	二時間三十分

(建築物の定期報告)

(建築物の定期報告)

第五条 法第十二条第一項の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね六月から三年までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

一 法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物について、建築主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証（新築又は改築（一）部の改築を除く。）に係るものに限る。（）の交付を受けた場合

二 法第十二条第一項の規定により特定行政庁が指定する建築物について、建築主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証（当該指定があつた日以後の新築又は改築（一）部の改築を除く。）に係るものに限る。（）の交付を受けた場合

2 法第十二条第一項の規定による調査は、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

3 法第十二条第一項の規定による報告は、別記第三十六号の二様式による報告書及び別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の二様式、別記第三十六号の三様式又は国土交通大臣が定める調査結果表に定める事項

4 (略)

(国の機関の長等による建築物の点検)
第五条の二 法第十二条第二項の点検（次項において単に「点検」という。）は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内に行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

(建築設備等の定期報告)

第六条 法第十二条第三項の規定による報告の時期は、建築設備又は防火設備（以下「建築設備等」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね六月から一年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで）の間隔をおいて特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

一 法第十二条第三項の安全上、防火上又は衛生上特に重要である

第五条 法第十二条第一項（法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね六月から三年までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期（法第十二条第一項の規定による指定があつた日以後の新築又は改築（一）部の改築を除く。）に係る建築物について、建築主が法第七条第五項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第六條第一項において同じ。）又は法第七条の二第五項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第六條第一項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

2 法第十二条第一項の規定による調査は、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

3 法第十二条第一項の規定による報告は、別記第三十六号の二の四様式による報告書及び別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の二の四様式、別記第三十六号の二の五様式又は国土交通大臣が定める調査結

4 (略)

(国の機関の長等による建築物の点検)
第五条の二 法第十二条第二項（法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の点検（次項において単に「点検」という。）は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内に行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 法第十八条第十八項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

(建築設備等の定期報告)

第六条 法第十二条第三項（法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告の時期は、建築設備、法第六十六条に規定する工作物（高さ四メートルを超えるものに限る。）又は法第八十八条第一項に規定する昇降機等（以下「建築設備等」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね六月から一年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで）の間隔をおいて特定行政庁が定める時期（法第十二条第三項の規定による指定があつた日以後の設置又は築造に係る建築設備等について、設置者又は築造主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

ものとして政令で定める特定建築設備等について、設置者が法第七條第五項(法第八十七條の二)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は法第七條の二第五項(法第八十七條の二)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)

二 法第十二條第三項の規定により特定行政庁が指定する特定建築設備等について、設置者が法第七條第五項又は法第七條の二第五項の規定による検査済証(当該指定があつた日以後の設置に係るものに限り)の交付を受けた場合

2 法第十二條第三項の規定による検査は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

3 法第十二條第三項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書に、建築設備(昇降機を除く)にあつては別記第三十六号の六様式による報告書及び別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書に、防火設備にあつては別記第三十六号の八様式による報告書及び別記第三十六号の九様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の四様式、別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の六様式、別記第三十六号の七様式又は別記第三十六号の八様式、別記第三十六号の九様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

4 (略)

(国の機関の長等による建築設備等の点検)
第六條の二 法第十二條第四項(法第八十八條第一項又は第三項において準用する場合を含む。)の点検(次項において単に「点検」という。)は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして一年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年)以内に行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 法第十八條第十八項(法第八十七條の二)において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年)以内に行うものとする。

(工作物の定期報告)

第六條の二の二 法第八十八條第一項及び第三項において準用する法第十二條第一項及び第三項の規定による報告の時期は、法第六十六條に規定する工作物(高さ四メートルを超えるものに限る。以下「看板等」という。)又は法第八十八條第一項に規定する昇降機等(以下単に「昇降機等」という。)(次項及び次条第一項においてこれらを総称して単に「工作物」という。)(の種類、用途、構造等に応じて、おおむね六月から一年まで(ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで)の間隔において特定行政庁が定める時期(次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。)とする。

一 法第八十八條第一項において準用する法第十二條第一項及び第三項の政令で定める昇降機等について、築造主が法第七條第五項又は法第七條の二第五項の規定による検査済証(新築又は改築)

2 法第十二條第三項の規定による検査は、建築設備等の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

3 法第十二條第三項の規定による報告は、昇降機(令第三百三十八條第二項第一号に掲げるエレベーター又はエスカレーターを含む。以下この条において同じ。)にあつては別記第三十六号の三様式による報告書及び別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書に、令第三百三十八條第二項第一号又は第三号に掲げる遊戯施設(以下単に「遊戯施設」という。)にあつては別記第三十六号の三の三様式による報告書及び別記第三十六号の三の四様式による定期検査報告概要書に、建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)にあつては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の三の三様式、別記第三十六号の三の四様式、別記第三十六号の四様式、別記第三十六号の四の二様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

4 (略)

(国の機関の長等による建築設備等の点検)
第六條の二 法第十二條第四項(法第八十八條第一項又は第三項において準用する場合を含む。)の点検(次項において単に「点検」という。)は、建築設備等の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして一年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年)以内に行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 法第十八條第十八項(法第八十七條の二)又は法第八十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年)以内に行うものとする。

一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合
二 法第八十八條第一項及び第三項において準用する法第十二條第一
項及び第三項の規定により特定行政庁が指定する工作物につい
て、築造主が法第七條第五項又は法第七條の二第五項の規定によ
る検査済証（当該指定があつた日以後の新築又は改築）一部の改
築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合

2 法第八十八條第一項及び第三項において準用する法第十二條第一
項及び第三項の規定による調査及び検査は、工作物の状況について
安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分な
ものとして行うものとし、当該調査及び検査の項目、事項、方法及
び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする

3 法第八十八條第一項及び第三項において準用する法第十二條第一
項及び第三項の規定による報告は、看板等にあつては別記第三十六
号の六様式による報告書及び別記第三十六号の七様式による定期検
査報告概要書に、観光用エレベーター等にあつては別記第三十六号
の四様式による報告書及び別記第三十六号の五様式による定期検査
報告概要書に、令第三百三十八條第二項第一号又は第三号に掲げる遊
脚施設（以下単に「遊脚施設」という。）にあつては別記第三十六
号の十様式による報告書及び別記第三十六号の十一様式による定期
検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添
えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十
六号の四様式、別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の六様式、
別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の十様式、別記第三十
六号の十一様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項
を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、
当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

4 法第八十八條第一項及び第三項において準用する法第十二條第一
項及び第三項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に
、特定行政庁が工作物の状況を把握するために必要と認めて規則で

定める書類を添えて行わなければならない。

（圖の機關の長等による工作物の点検

第六條の二の三 法第八十八條第一項及び第三項において準用する法
第十二條第二項及び第四項の点検（次項において単に「点検」とい
う。）は、工作物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障が
ないことを確認するために十分なものとして一年（ただし、国土交
通大臣が定める点検の項目については三年）以内、ことに行うもの
とし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大
臣の定めるところとする。

2 法第八十八條第一項及び第三項において準用する法第十八條第十

八項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検につい
ては、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日か
ら起算して二年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目につい
ては六年）以内に行うものとする。

（台帳の記載事項等）

第六條の三 法第十二條第八項（法第八十八條第一項から第三項まで
において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定
する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各
号に定める事項を記載しなければならない。

一 建築物に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 別記第三号様式による建築計画概要書（第三面を除く。）、
別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書、別記第三
十七号様式による建築基準法令による処分等の概要書（以下こ
の項及び第十一條の四第一項第五号において「処分等概要書」
という。）及び別記第六十七号の四様式による全体計画概要書
（以下単に「全体計画概要書」という。）に記載すべき事項

ロ 略

（台帳の記載事項等）

第六條の三 法第十二條第八項に規定する台帳は、次の各号に掲げる
台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなけれ
ばならない。

一 建築物に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 別記第三号様式による建築計画概要書（第三面を除く。）、
別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書、別記
第三十七号様式による建築基準法令による処分等の概要書（以
下この項及び第十一條の四第一項第五号において「処分等概要
書」という。）及び別記第六十七号の四様式による全体計画概
要書（以下単に「全体計画概要書」という。）に記載すべき事
項

ロ 略

二 建築設備に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

- イ 別記第八号様式による申請書の第二面、別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書（観光用エレベーター等に係るものを除く。）、別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書（看板等に係るものを除く。）及び処分等概要書並びに別記第四十二号の七様式による通知書の第二面に記載すべき事項
- ロ (略)

三 防火設備に係る台帳 別記第三十六号の四の四様式による定期検査報告概要書その他特定行政庁が必要と認める事項

- 四 工作物に係る台帳 次のイからニまでに掲げる事項
 - イ 法第八十八条第一項に規定する工作物にあつては、別記第十号様式（観光用エレベーター等にあつては、別記第八号様式（昇降機用））による申請書の第二面及び別記第四十二号の九様式（観光用エレベーター等にあつては、別記第四十二号の七様式（昇降機用））による通知書の第二面に記載すべき事項

ロ (略)

- ハ 別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書（観光用エレベーター等に係るものに限る。）、別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書（看板等に係るものに限る。）及び別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書並びに処分等概要書に記載すべき事項

2 法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 第五 (略)
- 二 第五 (略)
- 三 第五 (略)
- 四 第六 (略)
- 五 第六 (略)
- 六 第六 (略)
- 七 第六 (略)
- 八 第六 (略)
- 九 第六 (略)

二 建築設備に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

- イ 別記第八号様式による申請書の第二面、別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書（法第八十八条第一項に規定する昇降機等に係るものを除く。）、別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書及び処分等概要書並びに別記第四十二号の七様式による通知書の第二面に記載すべき事項
- ロ (略)

三 工作物に係る台帳 次のイからニまでに掲げる事項

- イ 法第八十八条第一項に規定する工作物にあつては、別記第十号様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げる工作物にあつては、別記第八号様式（昇降機用））による申請書の第二面及び別記第四十二号の九様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げる工作物にあつては、別記第四十二号の七様式（昇降機用））による通知書の第二面に記載すべき事項

ロ (略)

- ハ 別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書（令第三百三十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターに限る。）及び別記第三十六号の三の四様式による定期検査報告概要書並びに処分等概要書に記載すべき事項

2 法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 第五 (略)
- 二 第五 (略)
- 三 第五 (略)
- 四 第六 (略)
- 五 第六 (略)
- 六 第六 (略)
- 七 第六 (略)
- 八 第六 (略)

十 (略)

- 3 (略)
- 4 法第十二条第八項に規定する台帳（第二項に規定する書類を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、当該建築物又は工作物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。
- 5 第二項に規定する書類（第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、次の各号の書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 第二項第一号から第六号まで及び第十号の図書及び書類 当該建築物、建築設備又は工作物に係る確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から起算して十五年間
- 二 第二項第七号から第九号までの書類 特定行政庁が定める期間 (略)

6 (建築物調査員資格者証等の種類)

- 第六条の五 法第十二条第一項（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する建築物調査員資格者証の種類は、特定建築物調査員資格者証及び昇降機等検査員資格者証とする。
- 2 法第十二条第三項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する建築物等検査員資格者証の種類は、建築設備検査員資格者証、防火設備検査員資格者証及び昇降機等検査員資格者証とする。

(建築物等の種類等)

- 第六条の六 建築物調査員が法第十二条第一項の調査及び同条第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の点検（以下「調査等」という。）を行うことができる建築物及び昇降機等並

九 (略)

- 3 (略)
- 4 法第十二条第八項に規定する台帳（第二項に規定する書類を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。
- 5 第二項に規定する書類（第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、次の各号の書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 第二項第一号から第六号まで及び第九号の図書及び書類 当該建築物、建築設備又は工作物に係る確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から起算して十五年間
- 二 第二項第七号及び第八号の書類 特定行政庁が定める期間 (略)

びに建築設備等検査員が法第十二条第三項の検査及び同条第四項（法第八十八条第十項において準用する場合を含む。）の点検（以下「検査等」という。）を行うことができる建築設備等及び昇降機等の種類は、次の表の（イ）欄に掲げる建築物調査員資格者証及び建築設備等検査員資格者証（以下この条において建築物調査員資格者証等「という。」）の種類に依り、それぞれ同表の（ロ）欄に掲げる建築物、建築設備等及び昇降機等の種類とし、法第十二条の二第一項第二号及び法第十二条の三第三項第一号（これらの規定を法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める講習（以下「講習」という。）の受講を要する。

(イ)	建築物調査員資格者証等の種類 特定建築物調査員資格者証	建築物、建築設備等及び昇降機等の種類 特定建築物	(ロ)	講習
	特定建築物調査員資格者証	特定建築物		特定建築物調査員（特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者）をいう。以下同じ。 として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、次条、第六条の八及び第六条の十において準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三條の十六（第一項を除く。）までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下

(二)	建築物検査員資格者証	建築物（昇降機を除く。以下この表において同じ。）及び防火設備（建築設備についての法第十二条第三項の検査及び同条第四項の点検）以下この表において「検査等」という。	(三)	「登録特定建築物調査員講習」という。
	防火設備検査員資格者証	防火設備（二項の（ロ）欄に規定する国土交通大臣が定めたものを除く。）		防火設備検査員資格者証の交付を受けている者（以下「防火設備検査員」という。）として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第六条の十三並びに第六条の十四において準用する

(四) 昇降機等検査員 資格者証	昇降機（視光用エレベーター等を含む）及び遊戯施設	<p>第三條の十四（第一項を除く。）から第三條の十六（第一項を除く。）まで及び第六條の八の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録防火設備検査員講習」という。）</p> <p>昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者（以下「昇降機等調査検査員」という。）として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第六條の十五並びに第六條の十六において準用する第三條の十四（第一項を除く。）から第三條の十六（第一項を除く。）まで及び第六條の八の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録昇降機等検査員講習」という。）</p>
---------------------	--------------------------	--

(特定建築物調査員講習の登録の申請)
第六條の七、前條の表の(一)項の(四)欄の登録は、登録特定建築物調査員

講習の実施に関する事務（以下「登録特定建築物調査員講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(登録の要件)

- 第六條の八、国土交通大臣は、前條の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。
- 一 次條第四号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。
 - 二 次のいずれかに該当する者が講師として登録特定建築物調査員講習事務に従事するものであること。
 - イ 建築基準適合判定資格者
 - ロ 特定建築物調査員
 - ハ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学その他の登録特定建築物調査員講習事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学その他の登録特定建築物調査員講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
 - ニ 建築行政に関する実務の経験を有する者
 - ホ イからニまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
 - 三 法第十二條第一項又は第三項（これらの規定を法第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく調査又は検査を業として行つてゐる者（以下「調査検査業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものではないこと。
 - イ 前條の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあつては、調査検査業者がその親法人であること。
 - ロ 登録申請者の役員に占める調査検査業者の役員又は職員（過

去二年間に当該調査検査業者の役員又は職員であつた者を含む
 の割合が二分の一を超えていること。

八 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が
 調査検査業者の役員又は職員（過去二年間に当該調査検査業者
 の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

（登録特定建築物調査員講習事務の実施に係る義務）

第六条の九 登録特定建築物調査員講習事務を行う者（以下「登録特
 定建築物調査員講習実施機関」という。）は、公正に、かつ、前条
 第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方
 法により登録特定建築物調査員講習事務を行わなければならない。
 一 建築に関する知識及び経歴を有する者として国土交通大臣が定
 める者であることを受講資格とすること。

二 登録特定建築物調査員講習を毎年一回以上行うこと。

三 登録特定建築物調査員講習は、講義及び修了検査により行うこ
 と。

四 講義は、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の
 下欄に掲げる時間以上行うこと。

科目	時間
特定建築物定期調査制度総論	一時間
建築学概論	五時間
建築基準法令の構成と概要	一時間
特殊建築物等の維持保全	一時間
建築構造	四時間
防火・避難	六時間
その他の事故防止	一時間
特定建築物調査業務基準	四時間

五 講義は、前号の表の上欄に掲げる科目に応じ、国土交通大臣が
 定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。

六 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適
 切に応答すること。

七 修了検査は、講義の終了後に行い、特定建築物調査員として必
 要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであるこ
 と。

八 登録特定建築物調査員講習を実施する日時、場所その他の登録
 特定建築物調査員講習の実施に関し必要な事項を公示すること。

九 講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通
 大臣が定める者については、申請により、第四号の表の上欄に掲
 げる科目のうち国土交通大臣が定めるものを免除すること。

十 不正な受講を防止するための措置を講ずること。

十一 終了した修了検査の問題及び当該修了検査の合格基準を公表
 すること。

十二 修了検査に合格した者に対し、別記第三十七号の二様式によ
 る修了証明書を交付すること。

（準用）

第六条の十 第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第
 一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）の規定は、
 第六条の六の表の（一）項の（四）欄の登録及びその更新、登録特定建築物
 調査員講習、登録特定建築物調査員講習事務並びに登録特定建築物
 調査員講習実施機関について準用する。この場合において、第三条
 の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」
 とあるのは「第六条の八第一号イからホまで」と、第三条の十七第
 二項中「前三条」とあるのは「第六条の七、第六条の八並びに第六
 条の十において読み替えて準用する第三条の十四（第一項を除く。）
 から第三条の十六（第一項を除く。）まで」と、第三条の二十第
 八号及び第三条の二十六第一項第五号中「修了証明書」とあるのは
 「第六条の九第十二号に規定する修了証明書」と、第三条の二十三
 中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第六条の八各号」と、

第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第六条の九」と読み替えるものとする。

(建築設備検査員講習の登録の申請)

第六条の十一 第六条の六の表の(二)項の(イ)項の登録は、登録建築設備検査員講習の実施に関する事務(以下「登録建築設備検査員講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(準用)

第六条の十二 第三条の十四から第三条の二十八まで(第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。)、第六条の八及び第六条の九の規定は、第六条の六の表の(二)項の(イ)項の登録及びその更新、登録建築設備検査員講習、登録建築設備検査員講習事務並びに登録建築設備検査員講習実施機関(登録建築設備検査員講習事務を行う者をいう。)について準用する。この場合において、第三条の十四第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第六条の十二において読み替えて準用する第六条の八第二号イからホまで」と、第三条の十七第二項中「前三条」とあるのは「第六条の十一並びに第六条の十二において読み替えて準用する第三条の十四(第一項を除く。)」から第三条の十六(第一項を除く。)、まで及び第六条の八」と、第三条の二十第八号及び第三条の二十六第一項第五号中「修了証明書」とあるのは「第六条の十二において読み替えて準用する第六条の九第十二号に規定する修了証明書」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第六条の十二において読み替えて準用する第六条の八各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第六条の十二において読み替えて準用する第六条の九」と、第六条の八中「前条」とあるのは「第六条の十一」と、同条第一号中「次条第四号の表」とあり、第六条の九第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号の表」とあるの

は「第六条の十二の表」と、第六条の八第二号ロ及び第六条の九第七号中「特定建築物調査員」とあるのは「建築設備検査員」と、同条第十二号中「別記第三十七号の二様式」とあるのは「別記第三十七号の三様式」と読み替えるものとする。

科目	時間
建築設備定期検査制度総論	一時間
建築学概論	二時間
建築設備に関する建築基準法令	三時間三十分
建築設備に関する維持保全	一時間三十分
建築設備の耐震規制、設計指針	一時間三十分
換気、空気調和設備	四時間三十分
排煙設備	二時間
電気設備	二時間三十分
給排水衛生設備	二時間三十分
建築設備定期検査業務基準	二時間三十分

(防火設備検査員講習の登録の申請)

第六条の十三 第六条の六の表の(三)項の(イ)項の登録は、登録防火設備検査員講習の実施に関する事務(以下「登録防火設備検査員講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(準用)

第六条の十四 第三条の十四から第三条の二十八まで(第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。)、第六条の八及び第六条の九の規定は、第六条の六の表の(三)項の(イ)項の登録及びその更新、登録防火設備検査員講習、登録防火設備検査員講習事務並びに登録防火設備検査員講習実施機関(登録防火設備検査員講習事務を行う者をいう。)について準用する。この場合において、第三条の十四第三号中「第三条の十六第一項第二号イから

八まで」とあるのは「第六条の十四において読み替えて準用する第六條の八第二号イからホまで」と、第三條の十七第二項中「前三條」とあるのは「第六條の十三並びに第六條の十四において読み替えて準用する第三條の十四（第一項を除く。）から第三條の十六（第一項を除く。）まで及び第六條の八」と、第三條の二十第八号及び第三條の二十六第一項第五号中「修了証明書」とあるのは「第六條の十四において読み替えて準用する第六條の九第十二号に規定する修了証明書」と、第三條の二十三中「第三條の十六第一項各号」とあるのは「第六條の十四において読み替えて準用する第六條の八各号」と、第三條の二十四中「第三條の十八」とあるのは「第六條の十四において読み替えて準用する第六條の九」と、第三條の二十六第一項第三号及び第四項第二号中「講義」とあるのは「学科講習及び実技講習」と、第六條の八中「前条」とあるのは「第六條の十三」と、同条第一号中「次条第四号の表の上欄」とあり、第六條の九第五号中「前号の表の上欄」とあり、及び同条第九号中「第四号の表の上欄」とあるのは「第六條の十四の表の中欄」と、第六條の八第二号ロ及び第六條の九第七号中「特定建築物調査」とあるのは「防火設備検査員」と、同条第三号中「講義」とあるのは「講習（学科講習及び実技講習をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第四号から第六号まで及び第九号中「講義」とあるのは「講習」と、同条第四号中「次の表の上欄」とあるのは「第六條の十四の表の上欄の講習に区分して行うこととし、同表の中欄」と、同条第七号中「講義」とあるのは「学科講習」と、同条第十二号中「修了審査に合格した者」とあるのは「講習を修了した者」と、「別記第三十七号の二様式」とあるのは「別記第三十七号の四様式」と読み替えるものとする。

講習	科目	時間
学科	防火設備定期検査制度総論	一時間
講習	建築学概論	二時間

実技講習	防火設備に関する建築基準法令	一時間
	防火設備に関する維持保全	一時間
	防火設備概論	三時間
	防火設備定期検査業務基準	二時間
	防火設備検査方法	三時間

（昇降機等検査員講習の登録の申請）
 第六條の十五 第六條の六の表の(四)項の(ハ)欄の登録は、登録昇降機等検査員講習の実施に関する事務（以下「登録昇降機等検査員講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（準用）

第六條の十六 第三條の十四から第三條の二十八まで（第三條の十四第一項、第三條の十六第一項及び第三條の十八を除く。）、第六條の八及び第六條の九の規定は、第六條の六の表の(四)項の(ハ)欄の登録及びその更新、登録昇降機等検査員講習、登録昇降機等検査員講習事務並びに登録昇降機等検査員講習実施機関（登録昇降機等検査員講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第三條の十四第三項第三号中「第三條の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第六條の十六において読み替えて準用する第六條の八第二号イからホまで」と、第三條の十七第二項中「前三條」とあるのは「第六條の十五並びに第六條の十六において読み替えて準用する第三條の十四（第一項を除く。）から第三條の十六（第一項を除く。）まで及び第六條の八」と、第三條の二十第八号及び第三條の二十六第一項第五号中「修了証明書」とあるのは「第六條の十六において読み替えて準用する第六條の九第十二号に規定する修了証明書」と、第三條の二十三中「第三條の十六第一項各号」とあるのは「第六條の十六において読み替えて準用する第六條の八各号」と、第三條の二十四中「第三條の十八」とあるのは「第六條の

十六において読み替えて準用する第六條の九」と、第六條の八中「前條」とあるのは「第六條の十五」と、同條第一号中「次條第四号の表」とあり、第六條の九第四号中「次の表」とあり、同條第五号中「前号の表」とあり、及び同條第九号中「第四号の表」とあるのは「第六條の十六の表」と、第六條の八第二号口及び第六條の九第七号中「特定建築物調査員」とあるのは「昇降機等検査員」と、同條第十二号中「別記第三十七号の二様式」とあるのは「別記第三十七号の五様式」と読み替えるものとする。

科目	時間
昇降機・遊戯施設定期検査制度総論	一時間
建築学概論	二時間
昇降機・遊戯施設に関する電気工学	二時間
昇降機・遊戯施設に関する機械工学	二時間
昇降機・遊戯施設に関する建築基準法令	五時間
昇降機・遊戯施設に関する維持保全	一時間
昇降機概論	三時間
遊戯施設概論	三十分
昇降機・遊戯施設の検査標準	四時間

〔特定建築物調査員資格者証の交付の申請〕

第六條の十七、法第十二條の二第一項の規定によつて特定建築物調査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第三十七号の六様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 住民票の写しその他の氏名及び生年月日を証明する書類
- 二 登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十條第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）

（下同じ。）

三 第六條の九第十二号に規定する修了証明書又は法第十二條の二第一項第二号の規定による認定を受けた者であることを証する書類

3

第一項の特定建築物調査員資格者証の交付の申請は、修了証明書の交付を受けた日又は法第十二條の二第一項第二号の規定による認定を受けた日から三月以内に行わなければならない。

〔特定建築物調査員資格者証の条件〕

第六條の十八、国土交通大臣は、建築物の調査等の適正な実施を確保するため必要な限度において、特定建築物調査員資格者証に、当該資格者証の交付を受ける者の建築物の調査等に関する知識又は経験に応じ、その者が調査等を行うことができる建築物の範囲を限定し、その他建築物の調査等について必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

〔特定建築物調査員資格者証の交付〕

第六條の十九、国土交通大臣は、第六條の十七の規定による申請があつた場合においては、別記第三十七号の七様式による特定建築物調査員資格者証を交付する。

〔特定建築物調査員資格者証の再交付〕

第六條の二十、特定建築物調査員は、氏名に変更を生じた場合又は特定建築物調査員資格者証を汚損し、若しくは失つた場合においては、遅滞なく、別記第三十七号の八様式による特定建築物調査員資格者証再交付申請書に、汚損した場合にあつてはその特定建築物調査員資格者証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による申請があつた場合においては、申請者に特定建築物調査員資格者証を再交付する。

3) 特定建築物調査員は、第一項の規定によつて特定建築物調査員資格者証の再交付を申請した後、失つた特定建築物調査員資格者証を発見した場合においては、発見した日から十日以内に、これを国土交通大臣に返納しなければならない。

(特定建築物調査員資格者証の返納の命令等)

第六條の二十一 法第十二條の二第三項の規定による特定建築物調査員資格者証の返納の命令は、別記第三十七号の九様式による返納命令書を交付して行うものとする。

2) 前項の規定による返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から十日以内に、特定建築物調査員資格者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

3) 特定建築物調査員が死亡し、又は失除の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失除宣告の届出義務者は、遅滞なくその特定建築物調査員資格者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

(建築物設備検査員資格者証の交付の申請)

第六條の二十二 法第十二條の三第三項の規定によつて建築物設備検査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第三十七号の十様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(適用)

第六條の二十三 第六條の十七第二項及び第三項並びに第六條の十八から第六條の二十一までの規定は、建築物設備検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第六條の十七第二項	前項	第六條の二十二
-----------	----	---------

第六條の十七第二項 第三号	第六條の九第十二号	第六條の十二において読み替へて準用する第六條の九第十二号
第六條の十七第二項 第三号及び第三項	第十二條の二第二項 第二号	第十二條の三第三項 第二号
第六條の十七第三項	第一項	第六條の二十一
第六條の十八	建築物の 調査等	建築物設備の 検査等
第六條の十九	第六條の十七	第六條の二十二並び に第六條の二十三に おいて読み替へて準 用する第六條の十七 第二項及び第三項
	別記第三十七号の七 様式	別記第三十七号の十 一様式
第六條の二十第一項	別記第三十七号の八 様式	別記第三十七号の十 二様式
第六條の二十一第一 項	第十二條の二第三項	第十二條の三第四項 において読み替へて 準用する法第十二條 の二第三項
	別記第三十七号の九 様式	別記第三十七号の十 三様式

(防火設備検査員資格者証の交付の申請)

第六條の二十四 法第十二條の三第三項の規定によつて防火設備検査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第三十七号の十四様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

〔準用〕

第六條の二十五 第六條の十七第二項及び第三項並びに第六條の十八から第六條の二十一までの規定は、防火設備検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第六條の十七第二項 第六條の十七第二項 第三号	前項 第六條の九第十二号	第六條の二十四 第六條の十四におい て読み替へて準用す る第六條の九第十二 号
第六條の十七第二項 第三号及び第三項	第十二條の二第二項 第二号	第十二條の三第三項 第二号
第六條の十八	第一項 建築物の 調査等	第六條の二十四 防火設備の 検査等
第六條の十九	第六條の十七	第六條の二十四並び に第六條の二十五に おいて読み替へて準 用する第六條の十七 第二項及び第三項
第六條の二十第一項	別記第三十七号の七 様式	別記第三十七号の十 五様式
第六條の二十一第一 項	別記第三十七号の八 様式 第十二條の二第三項	別記第三十七号の十 六様式 第十二條の三第四項 において読み替へて 準用する第六條の十 七第二項

別記第三十七号の九 様式	別記第三十七号の十 七様式
-----------------	------------------

〔昇降機等検査員資格者証の交付の申請〕
第六條の二十六 法第十二條の三第三項（法第八十八條第一項において準用する場合を含む。）及び法第八十八條第一項において準用する法第十二條の二第一項の規定によつて昇降機等検査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第三十七号の十八様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

〔準用〕

第六條の二十七 第六條の十七第二項及び第三項並びに第六條の十八から第六條の二十一までの規定は、昇降機等検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第六條の十七第二項 第六條の十七第二項 第三号	前項 第六條の九第十二号	第六條の二十六 第六條の十六におい て読み替へて準用す る第六條の九第十二 号
第六條の十七第二項 第三号及び第三項	法第十二條の二第一 項第二号	法第十二條の三第三 項第二号（法第八十八 條第一項において準 用する場合を含む。 ）及び法第八十八 條第一項において準 用する法第十二條の 二第一項第二号

第六條の十七第三項	第一項	第六條の二十六
第六條の十八	建築物の 調査等	昇降機等の 調査等及び検査等
第六條の十九	第六條の十七	第六條の二十六並び に第六條の二十七に おいて読み替えて準 用する第六條の十八 第二項及び第三項
	別記第三十七号の七 様式	別記第三十七号の十 九様式
第六條の二十第一項	別記第三十七号の八 様式	別記第三十七号の二 十様式
第六條の二十一第一 項	法第十二條の二第三 項	法第十二條の三第四 項において読み替え て準用する法第十二 條の二第三項(法第 八十八條第一項にお いて準用する場合を 含む。)及び法第八 十八條第一項におい て準用する法第十二 條の二第三項
	別記第三十七号の九 様式	別記第三十七号の二 十一様式

(型式適合認定の申請)
第十條の五の二 法第六十八條の十第一項(法第八十八條第一項にお

(型式適合認定の申請)
第十條の五の二 法第六十八條の十第一項(法第八十八條第一項にお

いて準用する場合を含む。)の規定による認定(以下「型式適合認定」という。)のうち、令第三百三十六條の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係るもの申請をしようとする者は、別記第五十号の二様式による型式適合認定申請書(以下単に「型式適合認定申請書」という。)に次に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣又は指定認定機関(以下「指定認定機関等」という。)に提出するものとする。

いて準用する場合を含む。)の規定による認定(以下「型式適合認定」という。)のうち、令第三百三十六條の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係るもの申請をしようとする者は、別記第五十号の二様式による型式適合認定申請書(以下単に「型式適合認定申請書」という。)に次に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣又は指定認定機関(以下「指定認定機関等」という。)に提出するものとする。

一・二 (略)
三 建築物の部分に関し、令第三章第八節の構造計算をしたものにあつては当該構造計算書、令第八十八條の三第一項第一号若しくは第四項、令第二百二十九條第一項又は令第二百二十九條の二の二第一項の規定による検証をしたものにあつては当該検証の計算書

一・二 (略)
三 建築物の部分に関し、令第三章第八節の構造計算をしたものにあつては当該構造計算書、令第八十八條の三第一項第一号若しくは第四項、令第二百二十九條の二の二第一項又は令第二百二十九條の二の二第一項の規定による検証をしたものにあつては当該検証の計算書

(型式部材等)

(型式部材等)

第十條の五の四 法第六十八條の十一第一項(法第八十八條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の国土交通省令で定める型式部材等は、次に掲げるものとする。
一 令第三百三十六條の二の十一第一号に規定する門、塀、改良便槽、尿管浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。以下「建築物の部分(次号において「建築物の部分」という。以下、当該建築物の部分(建築設備を除く。以下この号において同じ。))に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの)
二 建築物の部分で、当該建築物の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計が

第十條の五の四 法第六十八條の十一第一項(法第八十八條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の国土交通省令で定める型式部材等は、次に掲げるものとする。
一 令第三百三十六條の二の十一第一号に規定する門、塀、改良便槽、尿管浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。以下「建築物の部分(次号において「建築物の部分」という。以下、当該建築物の部分(建築設備を除く。以下この号において同じ。))に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計が

すべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの（前号に掲げるものを除く。）

三 (略)

(型式部材等製造者認証申請書の記載事項)

第十条の五の六 法第六十八條の十一第二項（法第六十八條の二十二第二項（法第八十八條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める申請書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 型式部材等に係る型式適合認定の認定番号及び適合する一連の規定の別
- 四・五 (略)

2・3 (略)

(建築基準適合判定資格者の登録の申請)

第十条の七 法第七十七條の五十八第一項の規定によつて建築基準適合判定資格者の登録を受けようとする者は、別記第五十一号様式による登録申請書に、戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第七十七條の五十九第二号に該当しない旨の登記事項証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。（全体計画認定の申請等）

第十条の二十三 (略)

2 申請に係る全体計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。
一 別記第六十七号の三様式による正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該

）以外の建築物の部分で、当該建築物の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されておりかつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの

二 (略)

(型式部材等製造者認証申請書の記載事項)

第十条の五の六 法第六十八條の十一第二項（法第六十八條の二十二第二項（法第八十八條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める申請書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 型式部材等に係る型式適合認定の認定番号
- 四・五 (略)

2・3 (略)

(建築基準適合判定資格者の登録の申請)

第十条の七 法第七十七條の五十八第一項の規定によつて建築基準適合判定資格者の登録を受けようとする者は、別記第五十一号様式による登録申請書に、戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第七十七條の五十九第二号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。第十条の十二及び第十條の十五の四第二項において同じ。）を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(全体計画認定の申請等)

第十条の二十三 (略)

2 申請に係る全体計画に建築設備に係る部分が含まれる場合におい

図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ (略)

ロ 申請に係る全体計画に法第八十七條の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六條第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の全体計画に令第四十六條第一項第三号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類

ハ (略)

3 第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の全体計画に係る申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

一 法第六條の四第一項第二号に掲げる建築物 認定型式の認定書の写し（その認定型式が令第三十六條の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては、当該認定型式の認定書の写し及び第一條の三第五項第一号に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類）を添えたものにあつては、同項の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(イ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 (略)

三 認証型式部材等を有する建築物 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、第一條の三第五項の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(イ)欄及び(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の(ロ)欄に掲げる図書については同表の(ロ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

4 9 (略)

ては、申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第六十七号の三様式による正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ (略)

ロ 申請に係る全体計画に法第八十七條の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六條第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の全体計画に令第四十六條第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類

ハ (略)

3 第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の全体計画に係る申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

一 法第六條の四第一項第二号に掲げる建築物 認定型式の認定書の写しを添えたものにあつては、第一條の三第五項の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(イ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 (略)

三 認証型式部材等を有する建築物 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、第一條の三第五項の表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(イ)欄及び(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の(ロ)欄に掲げる図

(全体計画認定の変更の申請等)

第十條の二十四 (略)

2 前條第八項及び第九項の規定は、全体計画認定の変更の場合について準用する。この場合において、同條第八項及び第九項中「全体計画認定」とあるのは「全体計画変更認定」と、「添付図書及び添付書類」とあるのは「添付図書及び添付書類(変更に係るものに限る。)」と読み替へるものとする。

(手数料の額)

第十一條の三 法第九十七條の四第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 五 (略)
- 二 前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手料は、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - 一 四 (略)
 - 五 次の表の各項に掲げる規定のうち、既に型式適合認定(建築物の部分で、門、扉、改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。))以外のものに関する認定に限る。)を受けた型式について、認定を受けようとする場合、次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める額
 - イ 一 (略)

(一)	法第二十條(第一項第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限る。)及び令第三章(令第五十
-----	--

書については同表の(欄)に掲げる事項を明示することを要しない

4 9 (略)

(全体計画認定の変更の申請等)

第十條の二十四 (略)

2 前條第八項及び第九項の規定は、全体計画認定の変更の場合について準用する。この場合において、同條第八項及び第九項中「全体計画認定」とあるのは「全体計画変更認定」と、「添付図書添付書類」とあるのは「添付図書添付書類(変更に係るものに限る。)」と読み替へるものとする。

(手数料の額)

第十一條の三 法第九十七條の四第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 五 (略)
- 二 前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手料は、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - 一 四 (略)
 - 五 次の表の各項に掲げる規定のうち、既に型式適合認定(建築物の部分で、門、扉、改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。))以外のものに関する認定に限る。)を受けた型式について、認定を受けようとする場合、次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める額
 - イ 一 (略)

(一)	法第二十條(第一項第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限る。)及び令第三章(令第五十
-----	--

(二)	二條第一項、令第六十一條、令第六十二條の八、令第七十四條第二項、令第七十五條、令第七十六條及び令第八十條の三を除き、令第八十條の二にあっては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)の規定
(三)	法第二十一條から法第二十四條まで、法第二十五條から法第二十七條まで、法第三十五條の二、法第三十五條の三、法第三章第五節(法第六十一條及び法第六十二條第二項中門及び扉に係る部分、法第六十六條並びに法第六十七條の二を除く。)、法第六十七條の三第一項(門及び扉に係る部分を除く。)、及び法第八十四條の二並びに令第四章、令第五章(第六節を除く。)、令第五章の二から令第五章の三まで、令第七章の二及び令第七章の九の規定

六 八 (略)
三 七 (略)

(磁気ディスク等による手続)

第十一條の三 特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(イ)欄に掲げる申請書、届出書、報告書、届出、通知書又は計画書については、(ロ)欄に掲げる書類に代えて、特定行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。

(イ)	(略)	(ロ)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第三條第一項の申請書(御光用エレベーター等に係るものを除く。)	(略)	(略)	(略)

(二)	五十二條第一項、令第六十一條、令第六十二條の八、令第七十四條第二項、令第七十五條及び令第七十六條を除き、令第八十條の二にあっては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)の規定
(三)	法第二十一條から法第二十四條まで、法第二十五條から法第二十七條まで、法第三十五條の二、法第三十五條の三、法第三章第五節(法第六十一條及び法第六十二條第二項中門及び扉に係る部分並びに法第六十六條を除く。)、法第六十七條の三第一項(門及び扉に係る部分を除く。)、及び法第八十四條の二並びに令第四章、令第五章(第六節を除く。)、令第五章の二から令第五章の三まで、令第七章の二及び令第七章の九の規定

六 八 (略)
三 七 (略)

(磁気ディスク等による手続)

第十一條の三 特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(イ)欄に掲げる申請書、届出書、報告書、届出、通知書又は計画書については、(ロ)欄に掲げる書類に代えて、特定行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。

(イ)	(略)	(ロ)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第三條第一項の申請書(令第百二十八條第二項第一号に掲げるものを除	(略)	(略)	(略)

<p>第三條第一項の申請書(御光用エレベーター等に係るものに限る。)</p>	<p>(略)</p>
<p>第五條第三項の報告書</p>	<p>(略) 別記第三十六号の二様式の第一面(「所有者の欄」、「管理者の欄」、「調査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「調査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)、第二面、第三面及び第四面による書類、別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書並びに第五條第三項に規定する国土交通大臣が定める調査結果表</p>
<p>第六條第三項又は第六條の二の二第三項の報告書(昇降機、観光用エレベーター等を含む。以下同じ。)</p>	<p>(削る) 別記第三十六号の四様式の第一面(「所有者の欄」、「管理者の欄」、「報告対象建築物等の欄」及び「報告対象昇降機の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書並びに第六條第三項又は第六條の二の二第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表</p>

<p>第三條第一項の申請書(令第百三十八條第二項第一号に掲げるものに限る。)</p>	<p>(略)</p>
<p>第五條第三項の報告書</p>	<p>(略) 別記第三十六号の二の四様式の第一面(「所有者の欄」、「管理者の欄」、「調査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「調査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)、第二面、第三面及び第四面による書類、別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書並びに第五條第三項に規定する国土交通大臣が定める調査結果表</p>
<p>第六條第三項の報告書(昇降機(令第百三十八條第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーター)を含む。以下同じ。)</p>	<p>(削る) 別記第三十六号の三の様式の第一面(「所有者の欄」、「管理者の欄」、「報告対象建築物等の欄」及び「報告対象昇降機の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書並びに第六條第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表</p>

<p>第六條第三項又は第六條の二の二第三項の報告書(昇降機、遊戯施設及び防火設備に係るものを除く。)</p>	<p>別記第三十六号の六様式の第一面(「所有者の欄」、「管理者の欄」、「検査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「検査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書並びに第六條第三項又は第六條の二の二第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表</p>
<p>第六條第三項の報告書(防火設備に係るものに限る。)</p>	<p>別記第三十六号の八様式の第一面(「所有者の欄」、「管理者の欄」、「検査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「検査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号の九様式による定期検査報告概要書並びに第六條第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表</p>
<p>第六條の二の二第三項の報告書(遊戯施設に係るものに限る。)</p>	<p>別記第三十六号の十様式の第一面(「所有者の欄」、「管理者の欄」、「報告対象遊園地等の欄」及び「報告対象遊戯施設の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書並びに第六條の二の二第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表</p>

<p>第六條第三項の報告書(昇降機及び遊戯施設に係るものを除く。)</p>	<p>(新設) 別記第三十六号の四の様式の第一面(「所有者の欄」、「管理者の欄」、「検査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「検査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書並びに第六條第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

(略)	第八條の二に於いて準用する第三條第一項の規定による通知書（視光用エレベーター等に係るものを除く。）	(略)
(略)	第八條の二第六項において準用する第三條第一項の規定による通知書（視光用エレベーター等に係るものに限る。）	(略)

3	2	(略)
3	2	(略)
(イ)	(イ)	別記第二号様式の第二面から第六面までにおける書類及び別記第三号様式による建築計画書の三第一項の申請書
(イ)	(イ)	別記第二号様式の第二面から第六面までにおける書類及び別記第三号様式による建築計画書の三第一項の申請書
(イ)	(イ)	別記第二号様式の第二面から第六面までにおける書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び別記第三号様式による建築計画概要書

(略)	第八條の二に於いて準用する第三條第一項の規定による通知書（令第百三十八條第二項第一号に掲げるものを除く。）	(略)
(略)	第八條の二第六項において準用する第三條第一項の規定による通知書（令第百三十八條第二項第一号に掲げるものに限る。）	(略)

3	2	(略)
3	2	(略)
(イ)	(イ)	別記第二号様式の第二面から第六面までにおける書類並びに別記第三号様式による建築計画書の三第一項の申請書
(イ)	(イ)	別記第二号様式の第二面から第六面までにおける書類及び別記第三号様式による建築計画書の三第一項の申請書
(イ)	(イ)	別記第二号様式の第二面から第六面までにおける書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書

書	記載すべき事項を記載した書類及び別記第三号様式による建築計画概要書
(略)	(略)
(略)	別記第二号様式の第二面から第六面までにおける書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類、別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第八号様式（昇降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び別記第三号様式による建築計画概要書
(略)	(略)

の申請書	べき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書
(略)	(略)
(略)	別記第二号様式の第二面から第六面までにおける書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類、別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第八号様式（昇降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書
(略)	(略)

(書類の閲覧等)
 第十一條の四 法第九十三條の二（法第八十八條第二項において準用

(書類の閲覧等)
 第十一條の四 法第九十三條の二（法第八十八條第二項において準用

する場合を含む。)の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書とみなす。

- 一・二 (略)
- 三 別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書
- 四 別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の九様式及び別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書
- 五 八 (略)
- 二・三 (略)

(権限の委任)

第十二条 法(第六条の二第二項(第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第七條の二第二項(第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。))及び第四章の第二節を除く。)、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第五号から第七号までに掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 (略)
- 二 法第十二条の二第一項及び法第十二条の三第三項の規定による交付をすること。
- 三 法第十二条の二第二項第二号及び法第十二条の三第三項第二号の規定による認定をすること。
- 四 法第十二条の二第三項(法第十二条の三第四項において準用する場合を含む。))の規定により返納を命ずること。

する場合を含む。)の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書とみなす。

- 一・二 (略)
- 三 別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書
- 四 別記第三十六号の三の二様式、別記第三十六号の三の四様式及び別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書
- 五 八 (略)
- 二・三 (略)

(権限の委任)

第十二条 法(第六条の二第二項(第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第七條の二第二項(第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。))及び第四章の第二節を除く。)、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第二号から第四号までに掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 (略)

五十三 (略)

第十四 第六條の十八(第六條の二十三、第六條の二十五及び第六條の二十七において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により範囲を限定し、条件を付し、及びこれを変更すること。

十五 第六條の二十(第六條の二十三、第六條の二十五及び第六條の二十七において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による再交付をすること。

別表第二(第十一条の二の三関係)

(イ)	(略)	(ウ)	(略)
法第二条第九号の認定に係る評価	建築物の外部の仕上げに用いるものその他令第八八条の二第二号に掲げる要件を満たしていることを試験により確認する必要がないものとして国土交通大臣が定めるもの(以下この表において「ガス有害性試験不要材料」という。))について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	六十五万円	四十二万円
法第二条第九号の認定に係る評価	ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について二十分間の	六十五万円	四十二万円

五十四 (略)

別表第二(第十一条の二の三関係)

(イ)	(略)	(ウ)	(略)
法第二条第九号の認定に係る評価		四十二万円	

不燃性能を有すること を確かめる場合	(略)	
ガス有害性試験不要 材料について十分間 の不燃性能を有する ことを確かめる場合	四十二万円	令第一條第五号の認定に係る評 価
ガス有害性試験不要 材料以外の建築材料 について十分間の不 燃性能を有すること を確かめる場合	六十五万円	
ガス有害性試験不要 材料について五分間 の不燃性能を有する ことを確かめる場合	四十二万円	令第一條第六号の認定に係る評 価
ガス有害性試験不要 材料以外の建築材料 について五分間の不 燃性能を有すること を確かめる場合	六十五万円	
開放する排煙風道を 設けるもの	(略)	令第一百二十條第一項の認定に係る評 価
排煙機を設けるもの	(略)	令第一百二十條第二項第一号の認定に係る評 価
右に掲げるもの以外 のもの	四十九万円	令第一百十五條の二第一項第四号ハの認定に係る評 価
外気に向かつて開く ことのできる窓又は 最上部を直接外気に	四十万円	令第一百二十三條第三項第二号の 認定に係る評価(令第一百二十九 條の十三の三第十三項の認定に

不燃性能を有すること を確かめる場合	(略)	
ガス有害性試験不要 材料について十分間 の不燃性能を有する ことを確かめる場合	六十五万円	令第一條第五号の認定に係る評 価
ガス有害性試験不要 材料以外の建築材料 について十分間の不 燃性能を有すること を確かめる場合	六十五万円	
ガス有害性試験不要 材料について五分間 の不燃性能を有する ことを確かめる場合	六十五万円	令第一條第六号の認定に係る評 価
ガス有害性試験不要 材料以外の建築材料 について五分間の不 燃性能を有すること を確かめる場合	六十五万円	
開放する排煙風道を 設けるもの	(略)	令第一百二十條第一項の認定に係る評 価
排煙機を設けるもの	(略)	令第一百二十條第二項第一号の認定に係る評 価
右に掲げるもの以外 のもの	九十九万円	令第一百十五條の二第一項第四号ハの認定に係る評 価

開放する排煙風道を 設けるもの	四十四万円	係る評価を併せて行う場合を除 く)
排煙機を設けるもの	五十八万円	
右に掲げるもの以外 のもの	(略)	令第一百二十六條の五第二号の認定に係る評 価
床面積の合計が五百 平方メートル以内の もの	三十五万円	令第一百二十六條の六第三号の認 定に係る評価
床面積の合計が五百 平方メートルを超え 、三千平方メートル 以内のもの	五十万円	
床面積の合計が三千 平方メートルを超え 、一万平方メートル 以内のもの	七十万円	
床面積の合計が一万 平方メートルを超え 、五万平方メートル 以内のもの	九十一万円	
床面積の合計が五万 平方メートルを超え るもの	百一十一万円	
(略)	(略)	令第一百二十九條第一項の認定に係る評 価
(略)	(略)	令第一百二十九條の二第一項の認定に係る評 価

(略)	(略)	
(略)	(略)	令第一百二十六條の五第二号の認定に係る評 価
(略)	(略)	
(略)	(略)	令第一百二十九條第一項の認定に係る評 価
(略)	(略)	令第一百二十九條の二第一項の認定に係る評 価

令第百二十九条の十三の二第三号の認定に係る評価	四十万円
令第百二十九条の十三の二第三十三項の認定に係る評価(令第百二十三条第三項第二号の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。)	四十万円
令第百二十三条第三項第二号の認定及び令第百二十九条の十三の二第三十三項の認定に係る評価	四十万円
外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	四十四万円
排煙機を設けるもの	五十八万円
右に掲げるもの以外	四十四万円
外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	四十万円
排煙機を設けるもの	四十四万円
右に掲げるもの以外	五十八万円
のもの	のもの
(略)	(略)

(備考)法第二十條第一項第一号、令第百八条の三第一項第二号及び第四項、令第百二十九条第一項、令第百二十九条の二第一項並びに第一條の三第一項第一号、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。

第二号様式(第一條の三、第三條、第三條の三関係) (A.4)

確認申請書(建築物)

(第一面)～(第三面) (略)

令第百二十九条の十三の二第三号の認定に係る評価	四十万円
(略)	(略)

(備考)法第二十條第一項第一号、令第百八条の三第一項第二号及び第四項、令第百二十九条の二第一項、令第百二十九条の二の二第一項並びに第一條の三第一項第一号、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。

第二号様式(第一條の三、第三條、第二條の三関係) (A.4)

確認申請書(建築物)

(第一面)～(第三面) (略)

(第四面)

【1. 番号】～【8. 建築設備の種類】

【9. 確認の特例】

【イ. (略)】・【ロ. (略)】 (略)

【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

第 号

【三. 認定型式の認定番号】

第 号

【ホ. 適合する二種の規定の区分】

建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

認定型式部材等の認定番号】

【10. (略)】～【17. (略)】 (略)

(第五面)・(第六面) (略)

(注意)

1.～4. (略)

5. 第四面関係

①～⑨ (略)

⑩ 9欄の「ハ」は、建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用がある場合に、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。

⑪ 9欄の「三」は、建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当する場合は、当該建築物に該当する「ホ」は、同条第1号に掲げる建築物に該当する場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

(第四面)

【1. 番号】～【8. 建築設備の種類】

【9. 確認の特例】

【イ. (略)】・【ロ. (略)】 (略)

【ハ. 適用があるときは、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

第 号

【二. 建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するときは、当該認定型式の認定番号】

第 号

【ホ. 建築基準法第98条の20第1項に掲げる認定型式部材等に該当するときは、当該認定番号】

【10. (略)】～【17. (略)】 (略)

(第五面)・(第六面) (略)

(注意)

1.～4. (略)

5. 第四面関係

①～⑨ (略)

⑩ 9欄の「ハ」は、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。

⑩ 9欄の「ニ」は、建築基準法第69条の20第1項に掲げる認証型部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の5の4第1号に該当する認証型部材等の場合にあつては8欄の概要、9欄の「三」（屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は屋内又は屋外にあるものに係るものを除く。）並びに11欄から14欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第2号に該当する認証型部材等の場合にあつては9欄の「三」（当該認証型部材等に係るものに限り。）並びに11欄から14欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第3号に該当する認証型部材等の場合にあつては8欄の概要及び9欄の「ニ」（当該認証型部材等に係るものに限り。）について記入する必要があります。

⑪～⑬ (略)
6.・7. (略)

(割る)

⑭ 9欄の「ホ」は、当該認証番号を記入すれば、第10条の5の4第1号に該当する認証型部材等の場合にあつては8欄の概要及び9欄の「三」（屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに11欄から14欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第2号に該当する認証型部材等の場合にあつては8欄の概要及び9欄の「ニ」（当該認証型部材等に係るものに限り。）について記入する必要があります。

⑮～⑰ (略)
6.・7. (略)

第三十六号の二様式（第四条の二十五関係）（A.4）

登録調査資格者講習修了証明書

(氏名) 年 月 日生
証明書番号 年 月 日
講習修了年月日
建築基準法施行規則第4条の20第1項第2号の登録調査資格者講習を修了したことを証する。

平成 年 月 日

(割る)

第三十六号の二の様式（第四条の三十七関係）（A.4）

登録調査資格者講習実施機関名
代表者名

印

登録昇降機検査資格者講習修了証明書

(氏名) 年 月 日生
証明書番号 年 月 日
講習修了年月日

建築基準法施行規則第4条の20第2項第2号の登録昇降機検査資格者講習を修了したことを証する。

平成 年 月 日

登録昇降機検査資格者講習実施機関名
代表者名

印

(割る)

第三十六号の二の様式（第四条の三十九関係）（A.4）

登録建築設備検査資格者講習修了証明書

(氏名) 年 月 日生
証明書番号 年 月 日
講習修了年月日

建築基準法施行規則第4条の20第3項第2号の登録建築設備検査資格者講習を修了したことを証する。

格者講習を修了したことを証する。

平成 年 月 日

登録建築設備検査資格者講習実施機関

代表者名

第三十六号の二様式 (第五条関係) (A4)

定期調査報告書

(第一面)

名印

第三十六号の二様式 (第五条関係) (A4)
定期調査報告書
(第一面)

【1. 所有者】～【2. 管理者】 (略)

【3. 調査者】

(代表となる調査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
特定建築物調査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の調査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
特定建築物調査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【1. 所有者】～【2. 管理者】 (略)

【3. 調査者】

(代表となる調査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録調査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の調査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録調査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【4. 報告対象建築物】～【5. 調査による指摘の概要】 (略)

【4. 報告対象建築物】～【5. 調査による指摘の概要】 (略)

(第二面) (略)

(第三面)
調査等の概要

(第三面)
調査等の概要

(第二面) (略)

【1. 調査及び検査の状況】

【イ. 今回の調査】～【ニ. 昇降機等の検査】 (略)

【ホ. 防火設備の検査】

実施 (平成 年 月 日報告) 未実施

【1. 調査及び検査の状況】

【イ. 今回の調査】～【ニ. 昇降機等の検査】 (略)

【2. 調査の状況】～【6. 備考】 (略)

【2. 調査の状況】～【6. 備考】 (略)

(第四面) (略)

(第四面) (略)

(注意)

1. (略)

2. 第一面関係

①～④ (略)

⑤ 3欄の「イ」は、調査者の有する資格について記入してください。調査者が特定建築物調査員である場合は、特定建築物調査員資格者証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。

⑤ 3欄の「イ」は、調査者の有する資格等について記入してください。調査者が第4条の20第1項第二号に規定する登録調査資格者講習又は建築士法施行規則等の一部を改正する省令(平成16年国土交通省令第67号)による改正前の第4条の20第4項に規定する国土交通大臣が指定する特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した者である場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「登録調査資格者講習を修了した者」の番号欄に記入してください。

⑥～⑩ (略)

3. 第二面関係

①～⑥ (略)

⑦ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火

⑦ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火

区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチエツクボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチエツクボックスに、同令第129条の2第3項に規定する全館階避難安全検証法により全館階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチエツクボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第88条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において適用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第88条の2第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第88条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該運用について報告が必要なものについては「その他」のチエツクボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

- ⑧・⑨ (略)
- ⑩ 前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落等（以下「不具合等」という。）について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5欄の「イ」の「有」のチエツクボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチエツクボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチエツクボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチエツクボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には、「改善予定」のチエツクボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善（予定）年月」欄に記入された改

区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチエツクボックスに、同令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチエツクボックスに、同令第129条の2の2第3項に規定する全館階避難安全検証法により全館階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチエツクボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第88条の2第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第88条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該運用について特に報告が必要なものについては「その他」のチエツクボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

- ⑧・⑨ (略)
- ⑩ 前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常動作等（以下、「不具合等」という。）について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5欄の「イ」の「有」のチエツクボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチエツクボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチエツクボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチエツクボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチエツクボックスに「レ」マークを入れてください。

善乎定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチエツクボックスに「レ」マークを入れてください。

4. 第三面関係
- ①・② (略)
- ③ 1欄の「ロ」から「込」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチエツクボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1欄の「ハ」から「ホ」までは、直前の報告について、それぞれ記入してください。
- ⑤～⑩ (略)
5. (略)

第三十六号の三様式（第五条、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）

定期調査報告概要書
(第一面)

調査等の概要

1. 所有者】～ 2. 管理者】 (略)
3. 調査者】
(代表となる調査者)
- 【イ. 資格】
- | | | | |
|----------|-----|-----|---|
| 建築士 | () | 登録第 | 号 |
| 特定建築物調査員 | | 第 | 号 |
- 【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】
(その他の調査者)
- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチエツクボックスに「レ」マークを入れてください。

4. 第三面関係
- ①・② (略)
- ③ 1欄の「ロ」から「三」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチエツクボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1欄の「ハ」及び「三」は、直前の報告について、それぞれ記入してください。
- ⑤～⑩ (略)
5. (略)

第三十六号の二の五様式（第五条、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）

定期調査報告概要書
(第一面)

調査等の概要

1. 所有者】～ 2. 管理者】 (略)
3. 調査者】
(代表となる調査者)
- 【イ. 資格】
- | | | | |
|-----------------|-----|-----|---|
| 建築士 | () | 登録第 | 号 |
| 建築基準適合判定資格者 | | 第 | 号 |
| 登録調査資格者講習を修了した者 | | 第 | 号 |
- 【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】
(その他の調査者)
- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

- 【ロ. 氏名のフリガナ】～【ハ. 電話番号】
- 【4. 報告対象建築物】・【5. 調査による指摘の概要】 (略)
- 【6. 調査及び検査の状況】
- 【イ. 今回の調査】～【ニ. 昇降機等の検査】 (略)
- 【ホ. 防火設備の検査】
- 実施(平成 年 月 日報告) □未実施
- 【7. 建築物等に係る不具合等の状況】 (略)

【1. 敷地の位置】～【7. 備考】 (略)

(第二面)

(注意)
この様式には、第三十六号の二様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。なお、第一面の5欄の「ロ」及び「ニ」は同様式第三面の2欄から4欄において指摘があつた項目について、第一面の7欄の「ハ」は同様式第四面に記入されたものについて、すべて記入してください。

第三十六号の四様式 (第六条、第六条の二の二関係) (A4)

定期検査報告書
(昇降機)
(第一面)

建築基準法第12条第3項(同法第83条第1項において運用する場合を含む。)の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

(略)

- 【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】
- 【4. 報告対象建築物】・【5. 調査による指摘の概要】 (略)
- 【6. 調査及び検査の状況】
- 【イ. 今回の調査】～【ニ. 昇降機等の検査】 (略)
- 【7. 建築物等に係る不具合等の状況】 (略)

【1. 敷地の位置】～【7. 備考】 (略)

(第二面)

(注意)
この様式には、第三十六号のこの四様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。なお、第一面の5欄の「ロ」及び「ニ」は第三十六号のこの四様式第三面の2欄から4欄において指摘があつた項目について、第一面の7欄の「ハ」は同様式第四面に記入されたものについて、すべて記入してください。

第三十六号の三様式 (第六条関係) (A4)

定期検査報告書
(昇降機)
(第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

(略)

(第二面)

- 【1. (略)】～【2. (略)】 (略)
- 【3. 検査者】
(代表となる検査者)
- 【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
昇降機等検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】
(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
昇降機等検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】
【4. 保守業者】～【8. 備考】 (略)

(注意)

1. 2. (略)
 3. 第二面関係
- ①～⑦ (略)
- ⑧ 3欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が昇降機等検査員である場合は、昇降機等検査員資格者証の交付番号を「昇降機等検査員」の番号欄に記入してください。

(第二面)

- 【1. (略)】～【2. (略)】 (略)
- 【3. 検査者】
(代表となる検査者)
- 【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】
(その他の検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】
【4. 保守業者】～【8. 備考】 (略)

(注意)

1. 2. (略)
 3. 第二面関係
- ①～⑦ (略)
- ⑧ 3欄の「イ」は、検査者の有する資格等について記入してください。検査者が第4条の20第2項第2号に規定する登録昇降機検査資格者講習又は建築士法施行規則等の一節を改正する省令(平成16年国土交通省令第67号)による改正前の第4条の20第4項に規定する国土交通大臣が指定する昇降機検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した者である場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「登録昇降機検査資格者講習を修了した者」の番号欄に記入してください。

⑨～⑫ (略)
4. (略)

第三十六号の五様式 (第六条、第六条の二の二、第六条の三、十一
条の四関係) (A 4)

定期検査報告概要書
(昇降機)
(第一面) (略)

(第二面)

【1. (略)】～【2. (略)】 (略)

【3. 検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
昇降機等検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
昇降機等検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【4. 保守業者】～【8. 備考】 (略)

(注意)

この様式には、第三十六号の四様式に記入した内容と同一の内容を
記入してください。第一面は、同一建築物内に設置されている複数の

⑨～⑫ (略)
4. (略)

第三十六号の三の様式 (第六条、第六条の三、十一條の四関係) (A 4)

定期検査報告概要書
(昇降機)
(第一面) (略)

(第二面)

【1. (略)】～【2. (略)】 (略)

【3. 検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号

登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【4. 保守業者】～【8. 備考】 (略)

(注意)

この様式には、第三十六号の三様式に記入した内容と同一の内容を
記入してください。第一面は、同一建築物内に設置されている複数の

昇降機について、あわせて一枚として作成することができます。第二
面は、同様式第二面において指摘があった昇降機についてのみ作成し
、第一面に添えてください。
(屋N)

(屋N)

第三十六号の六様式 (第六条、第六条の二の二関係) (A 4)

定期検査報告書
(建築設備 (昇降機を除く。))
(第一面)

(第二面)

【1. (略)】～【3. (略)】 (略)

【4. 換気設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

昇降機について、あわせて一枚として作成することができます。第二
面は、第三十六号の三様式第二面において指摘があった昇降機につい
でのみ作成し、第一面に添えてください。
第三十六号の三の三様式 (第六条関係) (A 4)

定期検査報告書
(遊戯施設)

第三十六号の三の四様式 (第六条、第六条の三、十一條の四関係) (A 4)

定期検査報告概要書
(遊戯施設)

第三十六号の四様式 (第六条関係) (A 4)

定期検査報告書
(建築設備等 (昇降機及び遊戯施設を除く。))
(第一面)

(第二面)

【1. (略)】～【3. (略)】 (略)

【4. 換気設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号

登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

【イ. 資格等】～【ニ. (略)】

【6. (略)】・【7. (略)】 (略)

【8. 排煙設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号

建築基準法適合判定資格者

登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号

建築基準法適合判定資格者

登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【9. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法】

□階避難安全検証法 (階)

□全館避難安全検証法 □適用なし

【ロ. 特別避難階段の付室】

□吸引式 (区画) □給気式 (区画)

□無

【ハ. 非常用エレベーターの乗降ロビー】

□吸引式 (区画) □給気式 (区画)

□無

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

【イ. 資格等】～【ニ. (略)】

【ホ. 防火ダンパーの有無】 □有 □無

【6. (略)】・【7. (略)】 (略)

【8. 排煙設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号

建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号

建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【9. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

□階避難安全検証法 (階)

□全館避難安全検証法

□その他 ()

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

□吸引式 (区画) □給気式 (区画)

□加圧式 (区画) □無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

□吸引式 (区画) □給気式 (区画)

□加圧式 (区画) □無

【三. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

□吸引式 (区画) □給気式 (区画)

□加圧式 (区画) □無

【ホ. (略)】・【ニ. (略)】 (略)

【10. (略)】～【11. (略)】 (略)

【12. 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号

建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号

建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【13. 非常用の照明装置の概要】

【イ. 照明器具】

□白熱灯 (灯) □蛍光灯 (灯)

□その他 (灯)

【ロ. 予備電源】 (略)

【14. (略)】～【15. (略)】 (略)

【16. 給水設備及び排水設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号

建築設備検査員

登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

【イ. 資格等】～【ニ. (略)】

【6. (略)】・【7. (略)】 (略)

【8. 排煙設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号

建築基準法適合判定資格者

登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号

建築基準法適合判定資格者

登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【9. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法】

□階避難安全検証法 (階)

□全館避難安全検証法 □適用なし

【ロ. 特別避難階段の付室】

□吸引式 (区画) □給気式 (区画)

□無

【ハ. 非常用エレベーターの乗降ロビー】

□吸引式 (区画) □給気式 (区画)

□無

【三. (略)】・【ホ. (略)】 (略)

【10. (略)】～【11. (略)】 (略)

【12. 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号

建築基準法適合判定資格者

登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号

建築基準法適合判定資格者

登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【13. 非常用の照明装置の概要】

【イ. 照明器具】

□白熱灯 (灯) □蛍光灯 (灯)

□高輝度放電灯 (灯) □無

【ロ. 予備電源】 (略)

【14. (略)】～【15. (略)】 (略)

【16. 給水設備及び排水設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号

建築基準法適合判定資格者

登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ、氏名のフリガナ】～【ト、電話番号】
(その他の検査者)

【イ、資格】
() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 号

【ロ、氏名のフリガナ】～【ト、電話番号】

【イ、給水設備及び排水設備の概要】

□給水タンク (基) □貯水タンク (基) □その他 ()
【ロ、(略)】 (略)
【ハ、(略)】～【ニ、(略)】

(注意)

1. (略)

2. 第一面関係

①～⑤ (略)

⑥ 4欄の「ハ」は、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「エ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄の「ハ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。

⑦ (略)

3. 第二面関係

①・② (略)

③ 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の確認(建築基準法第87条の2及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認を含む。以下この様式において同じ。)について、「ハ」及び「ニ」は

【ロ、氏名のフリガナ】～【ト、電話番号】
(その他の検査者)

【イ、資格】
() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 号

【ロ、氏名のフリガナ】～【ト、電話番号】

【イ、給水設備及び排水設備の概要】

□給水タンク (基) □貯水タンク (基) □その他 ()
【ロ、(略)】 (略)
【ハ、(略)】～【ニ、(略)】

(注意)

1. (略)

2. 第一面関係

①～⑤ (略)

⑥ 4欄の「ハ」は、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「エ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄の「ハ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。

⑦ (略)

3. 第二面関係

①・② (略)

③ 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の確認(建築基準法第87条の2及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認、以下この様式において同じ。)について、「ハ」及び「ニ」は、検査

、検査対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。

④～⑤ (略)

⑥ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が建築設備検査員である場合は、建築設備検査員資格者証の交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。

⑪・⑫ (略)

⑬ 5欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室(建築基準法第26条第3項に規定する特殊建築物の居室を除く。)について、「ロ」は、同項に規定する室(同項に規定する特殊建築物の居室を除く。)について記入し、それぞれ該当する室がない場合には「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、同項に規定する特殊建築物の居室について記入してください。

⑭～⑯ (略)

⑰ 9欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性を確かめた階を記入してください。建築基準法第38条(同法第67条の2、第67条の4及び第38条第1項において準用する場合を含む。)の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等

対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。

④～⑤ (略)

⑥ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「イ」は、検査者の有する資格等について記入してください。検査者が第4条の20第3項第二号に規定する登録建築設備検査資格者講習又は建築士法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の第4条の20第4項に規定する国土交通大臣が指定する建築設備検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した者である場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「登録建築設備検査資格者講習を修了した者」の番号欄に記入してください。

⑪・⑫ (略)

⑬ 5欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室について、「ロ」は、建築基準法第26条第3項に規定する居室(特殊建築物の居室を除く。)について記入し、それぞれ該当する室がない場合には「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、「イ」及び「ロ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。

⑭～⑯ (略)

⑰ 9欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性を確かめた階を記入してください。

の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「リバーンク」を入れ、その概要を記入してください。

⑩・㊲ (略)

4. (略)

第三十六号の七様式（第六条、第六条の二、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）

定期検査報告概要書
（建築設備（昇降機を除く。））
（第一面）（略）

(第二面)

【1. (略)】～【3. (略)】 (略)

【4. 換気設備の検査者】
（代表となる検査者）

【イ. 資格】
（ ） 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】
（その他の検査者）

【イ. 資格】
（ ） 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

⑩・㊲ (略)

4. (略)

第三十六号の四の二様式（第六条、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）

定期検査報告概要書
（建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。））
（第一面）（略）

(第二面)

【1. (略)】～【3. (略)】 (略)

【4. 換気設備の検査者】
（代表となる検査者）

【イ. 資格等】
（ ） 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】
（その他の検査者）

【イ. 資格等】
（ ） 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

【イ. (略)】～【三. (略)】

【ホ. 防火ダンパーの有無】 有 無

【6. 非煙設備の検査者】
（代表となる検査者）

【イ. 資格】
（ ） 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】
（その他の検査者）

【イ. 資格】
（ ） 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【7. 非煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】
階避難安全検証法 () (略)
全館避難安全検証法
その他 ()

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】
吸引式 () (区画) 給気式 () (区画)

加圧式 () (区画) 無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降機又は乗降ロビー】
吸引式 () (区画) 給気式 () (区画)

加圧式 () (区画) 無

【三. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】
吸引式 () (区画) 給気式 () (区画)

加圧式 () (区画) 無

【ホ. (略)】・【ハ. (略)】 (略)

【イ. (略)】～【三. (略)】

【6. 非煙設備の検査者】
（代表となる検査者）

【イ. 資格等】
（ ） 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】
（その他の検査者）

【イ. 資格等】
（ ） 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【7. 非煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等】
階避難安全検証法 () (略)
全館避難安全検証法 適用なし

【ロ. 特別避難階段の付室】
吸引式 () (区画) 給気式 () (区画)

無

【ハ. 非常用エレベーターの乗降ロビー】
吸引式 () (区画) 給気式 () (区画)

無

【三. (略)】・【ホ. (略)】 (略)

【8. 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【9. 非常用の照明装置の概要】

【イ. 照明器具】

□白熱灯 () 灯 □蛍光灯 () 灯

□その他 () 灯

【ロ. 予備電源】 (略)

【10. 給水設備及び排水設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員

【8. 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者
建築設備検査資格者講習を修了した者

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者
建築設備検査資格者講習を修了した者

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【9. 非常用の照明装置の概要】

【イ. 照明器具】

□白熱灯 () 灯 □蛍光灯 () 灯

□高圧放電灯 () 灯 □無

【ロ. 予備電源】 (略)

【10. 給水設備及び排水設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者
登録建築設備検査資格者講習を修了した者

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【11. 給水設備及び排水設備の概要】

【イ. 飲料水の配管設備】

□給水タンク (基) □貯水タンク (基) □

□その他 ()

【ロ. (略)】 (略)

【12. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の六様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があった建築設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

第三十六号の八様式 (第六条関係) (A4)

定期検査報告書

(防火設備)

(第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁 様

平成 年 月 日

報告者氏名 印

検査者氏名 印

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名のフリガナ】～【ト. 電話番号】

【11. 給水設備及び排水設備の概要】

【イ. 飲料水の配管設備】

□給水タンク (基) □貯水タンク (基) □

□その他 ()

【ロ. (略)】 (略)

【12. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の四様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、第三十六号の四様式第二面において指摘があった建築設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

第三十六号の四様式 (第六条関係) (A4)

定期検査報告書

(建築設備等 (昇降機及び遊戯施設を除く。))

(第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁 様

平成 年 月 日

報告者氏名 印

検査者氏名 印

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】
【ロ. 名称のフリガナ】
【ハ. 名称】
【ニ. 用途】

【4. 検査による指摘の概要】

要是正の指摘あり (既在不適格) 指摘なし

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日 第 号		
係員印		

【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】
【ロ. 名称のフリガナ】
【ハ. 名称】
【ニ. 用途】

【4. 検査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既在不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

ハ. 改善予定の有無
 有 (平成 年 月に改善予定) 無

【三. その他特記事項】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日 第 号		
係員印		

防火設備の状況等

(第二面)

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階
【ロ. 建築面積】 ㎡
【ハ. 延べ面積】 ㎡

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】 指定確認検査機関 ()
 建築主事
【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】 指定確認検査機関 ()
 建築主事

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 平成 年 月 日実施
【ロ. 前回の検査】 実施 (平成 年 月 日報告)
 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【4. 防火設備の検査者】

建築設備の状況等

(第二面)

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階
【ロ. 建築面積】 ㎡
【ハ. 延べ面積】 ㎡
【ニ. 検査対象建築設備】 換気設備 非常用の照明設備 給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】 指定確認検査機関 ()
 建築主事
【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】 指定確認検査機関 ()
 建築主事

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 平成 年 月 日実施
【ロ. 前回の検査】 実施 (平成 年 月 日報告)
 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【4. 換気設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】
 () 建築士 () 登録第 号
 防火設備検査員
 【ロ. 氏名のフリガナ】
 【ハ. 氏名】
 【ニ. 勤務先】 () 知事登録第 号
 【ホ. 郵便番号】
 【ヘ. 所在地】
 【ト. 電話番号】
 (その他の検査者)
 【イ. 資格】
 () 建築士 () 登録第 号
 防火設備検査員
 【ロ. 氏名のフリガナ】
 【ハ. 氏名】
 【ニ. 勤務先】 () 知事登録第 号
 【ホ. 郵便番号】
 【ヘ. 所在地】
 【ト. 電話番号】

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】
 階避難安全検証法 (階)
 全館避難安全検証法

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】
 () 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者
 登録建築設備検査資格講習を修了した者
 【ロ. 氏名のフリガナ】
 【ハ. 氏名】
 【ニ. 勤務先】 () 知事登録第 号
 【ホ. 郵便番号】
 【ヘ. 所在地】
 【ト. 電話番号】
 (その他の検査者)
 【イ. 資格等】
 () 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者
 登録建築設備検査資格講習を修了した者
 【ロ. 氏名のフリガナ】
 【ハ. 氏名】
 【ニ. 勤務先】 () 知事登録第 号
 【ホ. 郵便番号】
 【ヘ. 所在地】
 【ト. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】
 自然換気設備 (系統 室)
 機械換気設備 (系統 室)
 中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)

□その他 ())

【ロ. 防火設備】

□防火扉 (枚)
 防火シャッター (枚)
 耐火クロスタリオン (枚)
 トレンチャー (台)
 その他 (台)

【6. 防火設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (□既存不適合)
 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定)
 無

【7. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無
 【ロ. 不具合記録】 有 無
 【ハ. 改善の状況】
 実施済
 改善予定 (平成 年 月に改善予定) 予定なし

□その他 (系統 室) □無

【ロ. 火気使用室】

自然換気設備 (系統 室)
 機械換気設備 (系統 室)
 その他 (系統 室) □無
 自然換気設備 (系統 室)
 機械換気設備 (系統 室)
 中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)

□その他 (系統 室) □無

【6. 換気設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (□既存不適合)
 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定)
 無

【7. 換気設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無
 【ロ. 不具合記録】 有 無
 【ハ. 改善の状況】
 実施済
 改善予定 (平成 年 月に改善予定) 予定なし

【8. 排煙設備の検査者】 ~ 【9. 給水設備及び排水設備の不具合の

【18. 備考】

防火設備に係る不具合の状況

(第三面)

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【19. 備考】

換気設備

(第三面)

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第二面関係

- ① 報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合には、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄の「イ」において、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

2. 第一面関係

- ① 報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合には、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたもの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 4欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑥ 4欄の「ハ」は、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるときは、「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄の「ハ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑦ 4欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る検査結果について作成してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る検査結果について作成してください。

② 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。

③ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。

④ 3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の防火設備に関する直前の報告について記入して下さい。

⑤ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑥ 3欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。

⑦ 4欄は、代表となる検査者並びに検査に係る防火設備に係る全ての検査者について記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

⑧ 4欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。

⑨ 1欄の「ニ」は、検査対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑩ 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第87条の2及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認を含む。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。

⑪ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。

⑫ 3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。

⑬ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑭ 3欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。

⑮ 4欄から19欄までは、検査の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。

⑯ 4欄、8欄、12欄及び16欄は、代表となる検査者並びに検査に係る建築設備に係るすべての検査者について記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

⑰ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「イ」は、検査者の有する資格等について記入してください。検査者が建築設備検査員である場合は、建築設備検査員資格者証の交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。

⑱ 4欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。

⑲ 4欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。

⑳ 5欄の「ロ」は、建築基準法施行令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性を確かめた階を記入してください。建築基準法第38条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第98条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

㉑ 5欄の「ロ」は、検査対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロスリフトについては、個々の扉又はシャッターごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャーンについては、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。

㉒ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。

㉓ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。

㉔ 5欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室について、「ロ」は、建築基準法第28条第3項に規定する居室（特殊建築物の居室を除く。）について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、「イ」及び「ロ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。

㉕ 5欄の「ニ」並びに17欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。

⑩ 6欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適合」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑪ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適合」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合には、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。

⑫ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適合」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）、当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑬ 前回検査時以降に把握した火災時の防火設備不動作等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録があるときは7欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入され

⑭ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適合」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑮ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適合」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。

⑯ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適合」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）、当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

た不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑰ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、8欄又は別紙に記載してください。

4. 第三面関係

① 第三面は、前回検査時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の6欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。

② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。

行う予定があるものがない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑱ 9欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。

⑲ 9欄の「ロ」及び「ハ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「エ」は、「ロ」及び「ハ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。

4. 第三面関係

① 第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄は、前回検査時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。

② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。

③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的な内容を記入してください。不具合の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。

④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。

⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」を記入してください。

⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を實施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的な措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

第三十六号の九様式（第六条、第六条の三、第十一條の四関係）（A4）

定期検査報告概要書
(防火設備)
(第一面)

【1. 所有者】
【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】

【2. 管理者】
【イ. 氏名のフリガナ】

③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的な内容を記入してください。

④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。

⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」を記入してください。

⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を實施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的な措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

第三十六号の四の様式（第六条、第六条の三、第十一條の四関係）（A4）

定期検査報告概要書
(建築設備等（昇降機及び避難階段を除く。）)
(第一面)

【1. 所有者】
【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】

【2. 管理者】
【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】

【3. 報告対象建築物】
【イ. 所在地】
【ロ. 名称のフリガナ】
【ハ. 名称】
【ニ. 用途】

【4. 検査による指摘の概要】
 要是正の指摘あり（ 既存不適格） 指摘なし

【5. 不具合の発生状況】
【イ. 不具合】
 有 無
【ロ. 不具合記録】
 有 無
【ハ. 不具合の概要】
【ニ. 改善の状況】

実施済
 改善予定（平成 年 月に改善予定）
 予定なし（理由： ）

【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】

【3. 報告対象建築物】
【イ. 所在地】
【ロ. 名称のフリガナ】
【ハ. 名称】
【ニ. 用途】

【4. 検査による指摘の概要】
 要是正の指摘あり（ 既存不適格） 指摘なし

【5. 不具合の発生状況】
【イ. 不具合】
 有 無
【ロ. 不具合記録】
 有 無
【ハ. 不具合の概要】
【ニ. 改善の状況】

実施済
 改善予定（平成 年 月に改善予定）
 予定なし（理由： ）

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階
【ロ. 建築面積】 m²
【ハ. 延べ面積】 m²

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和 年 月 日 第 号
昭和・平成 年 月 日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】
□建築主専 指定確認検査機関 ()
□指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】
□建築主専 □指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 平成 年 月 日 実施
【ロ. 前回の検査】 □実施 (平成 年 月 日 報告)
□未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 □有 □無

【4. 防火設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 建築士 () 登録第 号
防火設備検査員 号
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ハ. 電話番号】
(その他の検査者)
【イ. 資格】 建築士 () 登録第 号
防火設備検査員 号
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ハ. 電話番号】

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階
【ロ. 建築面積】 m²
【ハ. 延べ面積】 m²
【ニ. 検査対象建築設備】 □換気設備 □排煙設備
□非常用の照明装置
□給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
昭和・平成 年 月 日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】
□建築主専 □指定確認検査機関 ()
□指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】
□建築主専 □指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 平成 年 月 日 実施
【ロ. 前回の検査】 □実施 (平成 年 月 日 報告)
□未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 □有 □無

【4. 換気設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ハ. 電話番号】
(その他の検査者)
【イ. 資格等】 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ハ. 電話番号】

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検査法等の適用】

- 階層避難安全検査法 (階)
- 全館避難安全検査法
- その他 ()

【ロ. 防火設備】

- 防火扉 (枚)
- 防火シャッター (枚)
- 雨火クロススクリーン (枚)
- ドレンチャー (台)
- その他 (台)

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】

- 自然換気設備 (系統 室)
- 機械換気設備 (系統 室)
- 中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
- その他 (系統 室)

【ロ. 火気使用室】

- 自然換気設備 (系統 室)
- 機械換気設備 (系統 室)
- その他 (系統 室)
- 自然換気設備 (系統 室)
- 機械換気設備 (系統 室)
- 中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)

【三. 空気調和設備・冷暖房設備】

- 個別パッケージ
- 全空調
- ヒートポンプ
- フアンコイルユニット併用
- その他 ()

【6. 備考】

【注意】

この様式には、第三十六号の八様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があつた防火設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

【6. 排煙設備の検査者】 ~ 【11. 給水設備及び排水設備の概要】

【注意】

この様式には、第三十六号の四様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、第三十六号の四様式第二面において指摘があつた建築設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

第三十六号の十様式 (第六条の二の二関係) (A4)

定期検査報告書

(記載施設)

(第一面)

建築基準法第88条第1項において運用する同法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁

機

平成 年 月 日

報告者氏名

印

検査者氏名

印

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】

第三十六号の三の三様式 (第六条関係) (A4)

定期検査報告書

(記載施設)

(第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁

機

平成 年 月 日

報告者氏名

印

検査者氏名

印

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】

- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象遊園地等】

- 【イ. 所在地】
- 【ロ. 名称のフリガナ】
- 【ハ. 名称】

【4. 報告対象遊戯施設】

- 【イ. 検査対象遊戯施設の台数】 () 台
- 【ロ. 指摘の内容】
 - 要是正の指摘あり 台 (うち既存不適合 台)
 - 要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台
- 【ハ. 指摘の概要】
- 【ニ. 改善予定の有無】
 - 有 (平成 年 月に改善予定) 無
- 【ホ. その他特記事項】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
検査印		

遊戯施設の様態等 (第二面)

- 【1. 遊戯施設に係る確認済証交付年月日等】
- 【イ. 確認済証交付年月日】

- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象遊園地等】

- 【イ. 所在地】
- 【ロ. 名称のフリガナ】
- 【ハ. 名称】

【4. 報告対象遊戯施設】

- 【イ. 検査対象遊戯施設の台数】 () 台
- 【ロ. 指摘の内容】
 - 要是正の指摘あり 台 (うち既存不適合 台)
 - 要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台
- 【ハ. 指摘の概要】
- 【ニ. 改善予定の有無】
 - 有 (平成 年 月に改善予定) 無
- 【ホ. その他特記事項】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
検査印		

遊戯施設の様態等 (第二面)

- 【1. 遊戯施設に係る確認済証交付年月日等】
- 【イ. 確認済証交付年月日】

昭和・平成 年 月 日 第 号

- 【ロ. 確認済証交付者】
- 建築主事 指定確認検査機関 ()
- 【ハ. 検査済証交付年月日】
- 昭和・平成 年 月 日 第 号
- 【ニ. 検査済証交付者】
- 建築主事 指定確認検査機関 ()

【2. 検査日等】

- 【イ. 今回の検査】
 - 平成 年 月 日実施
- 【ロ. 前回の検査】
 - 実施 (平成 年 月 日報告) 未実施
- 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【3. 検査者】

- (代表となる検査者)
- 【イ. 資格】 () 登録第 号
- () 建築士 第 号
- () 登録建築検査員 第 号
- 【ロ. 氏名のフリガナ】
- 【ハ. 氏名】
- 【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ホ. 郵便番号】
- 【ヘ. 所在地】
- 【ト. 電話番号】
- (その他の検査者)
- 【イ. 資格】

昭和・平成 年 月 日 第 号

- 【ロ. 確認済証交付者】
- 建築主事 指定確認検査機関 ()
- 【ハ. 検査済証交付年月日】
- 昭和・平成 年 月 日 第 号
- 【ニ. 検査済証交付者】
- 建築主事 指定確認検査機関 ()

【2. 検査日等】

- 【イ. 今回の検査】
 - 平成 年 月 日実施
- 【ロ. 前回の検査】
 - 実施 (平成 年 月 日報告) 未実施
- 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【3. 検査者】

- (代表となる検査者)
- 【イ. 資格等】 () 登録第 号
- () 建築士 第 号
- () 登録建築検査員 第 号
- () 登録昇降機検査資格者講習を修了した者 第 号
- 【ロ. 氏名のフリガナ】
- 【ハ. 氏名】
- 【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ホ. 郵便番号】
- 【ヘ. 所在地】
- 【ト. 電話番号】
- (その他の検査者)
- 【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
 昇級受験検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】
 【ハ. 氏名】
 【ニ. 勤務先】 () 知事登録第 号
 【ホ. 郵便番号】
 【ヘ. 所在地】
 【ト. 電話番号】

【4. 保守業者】
 【イ. 名称】
 【ロ. 郵便番号】
 【ハ. 所在地】
 【ニ. 電話番号】

【5. 遊戯施設の概要】 (番号)
 【イ. 種別】
 高架の遊戯施設 (令第188条第2項第2号)
 回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの (令第188条第2項第3号)
 【ロ. 固有名称】
 【ハ. 一般名称】
 【ニ. 仕様】

() 建築士 () 登録第 号
 建築士普通合判定資格者 第 号
 登録昇級試験合格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】
 【ハ. 氏名】
 【ニ. 勤務先】 () 知事登録第 号
 【ホ. 郵便番号】
 【ヘ. 所在地】
 【ト. 電話番号】

【4. 保守業者】
 【イ. 名称】
 【ロ. 郵便番号】
 【ハ. 所在地】
 【ニ. 電話番号】

【5. 遊戯施設の概要】 (番号)
 【イ. 種別】
 高架の遊戯施設 (令第188条第2項第2号)
 回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの (令第188条第2項第3号)
 【ロ. 固有名称】
 【ハ. 一般名称】
 【ニ. 仕様】

(総定員) (乗 物 数) (乗物当たり定員)
 () 人 () x (編成) () 人
 (定常走行速度又は定常円周速度) (最高部高さ) (走路全長)
 (回転直径) (勾配又は傾斜角度)
 () km/h 又は m/min () m () m
 () m () 度

【ホ. ウォーターライド仕様】
 (滑走路数) (高低差) (滑走路全長)
 () 本 () m () m
 (滑走路平均勾配) (揚水装置台数) (吐 出 量)
 () 度 () 台 () m³/s
 【ヘ. 製造者名】

【6. 検査の状況】
 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格)
 要重点点検の指摘あり 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】
 有 (平成 年 月に改善予定) 無

【7. 不具合の発生状況】
 【イ. 不具合】 有 無
 【ロ. 不具合記録】 有 無
 【ハ. 改善の状況】
 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定)
 予定なし

【8. 備考】

(総定員) (乗 物 数) (乗物当たり定員)
 () 人 () x (編成) () 人
 (定常走行速度又は定常円周速度) (最高部高さ) (走路全長)
 (回転直径) (勾配又は傾斜角度)
 () km/h 又は m/min () m () m
 () m () 度

【ホ. ウォーターライド仕様】
 (滑走路数) (高低差) (滑走路全長)
 () 本 () m () m
 (滑走路平均勾配) (揚水装置台数) (吐 出 量)
 () 度 () 台 () m³/s
 【ヘ. 製造者名】

【6. 検査の状況】
 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格)
 要重点点検の指摘あり 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】
 有 (平成 年 月に改善予定) 無

【7. 不具合の発生状況】
 【イ. 不具合】 有 無
 【ロ. 不具合記録】 有 無
 【ハ. 改善の状況】
 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定)
 予定なし

【8. 備考】

遊戯施設に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 4欄の「イ」は、報告する遊戯施設の台数を記入してください
- ⑤ 4欄の「ロ」の「要是正の指摘あり」は、第二面の6欄の「イ

遊戯施設に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 4欄の「イ」は、報告する遊戯施設の台数を記入してください
- ⑤ 4欄の「ロ」の「要是正の指摘あり」は、第二面の6欄の「イ

- ① 1欄において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた遊戯施設の台数を記入してください。「要重点点検の指摘あり」は、第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークがなく、かつ「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた遊戯施設の台数を記入してください。
- ② 4欄の「ハ」は、指摘があつた遊戯施設について記入してください。
- ③ 4欄の「ニ」は、第二面の6欄の「ハ」において改善予定があるとして記入するときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄の「ハ」で記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ④ 4欄の「ホ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、遊戯施設ごとに作成してください。ただし、複数の遊戯施設について同時に報告する場合には、この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。
- ② 1欄の「イ」及び「ロ」は、直前の確認（建築基準法第87条の2及び同法第88条第1項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認、以下この様式において同じ。）に基づいて、「ハ」及び「ニ」は、直前の完了検査について「それぞれ記入してください」。
- ③ 1欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ④ 2欄の「イ」は、検査を複数の日にまたがって行つたときは、その最終日の年月日を記入し、「ロ」は、直前の報告について記入してください。

- ① 1欄において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた遊戯施設の台数を記入してください。「要重点点検の指摘あり」は、第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークがなく、かつ「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた遊戯施設の台数を記入してください。
- ② 4欄の「ハ」は、指摘があつた遊戯施設について記入してください。
- ③ 4欄の「ニ」は、第二面の6欄の「ハ」において改善予定があるとして記入するときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄の「ハ」で記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ④ 4欄の「ホ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、遊戯施設ごとに作成してください。ただし、複数の遊戯施設について同時に報告する場合には、この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。
- ② 1欄の「イ」及び「ロ」は、直前の確認（建築基準法第87条の2及び同法第88条第1項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認、以下この様式において同じ。）に基づいて、「ハ」及び「ニ」は、直前の完了検査について「それぞれ記入してください」。
- ③ 1欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ④ 2欄の「イ」は、検査を複数の日にまたがって行つたときは、その最終日の年月日を記入し、「ロ」は、直前の報告について記入してください。

- ② 2欄は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ④ 3欄は、代表となる検査者並びに当該遊戯施設の検査を行った全ての検査者について記入してください。当該遊戯施設の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑤ 3欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が昇降機等検査員である場合は、昇降機等検査員資格者証の交付番号を「昇降機等検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑥ 3欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑦ 3欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していないときはその者の住所について記入してください。
- ⑧ 4欄は、遊戯施設の維持保全を行う者が3欄の「ニ」の勤務先(検査者に勤務先がないときは、検査者)と異なるときに記入することとし、当該維持保全を行う者が個人の場合は、「イ」は氏名を、「ハ」は住所を記入してください。
- ⑨ 5欄の「番号」は、報告する遊戯施設を特定できる番号、記号等を記入してください。
- ⑩ 5欄の「ハ」は、建築基準法施行令第138条第2項第2号及び同項第3号に掲げる名称の列により記入してください。

- ② 2欄は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ④ 3欄は、代表となる検査者並びに当該遊戯施設の検査を行った全ての検査者について記入してください。当該遊戯施設の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑤ 3欄の「イ」は、検査者の有する資格等について記入してください。検査者が第4条の20第2項第2号に規定する昇降機等検査資格者講習又は建築士法施行規則の一部を改正する省令による改正前の第4条の20第4項に規定する国土交通大臣が指定する昇降機検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した者である場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「昇降機等検査資格者講習を修了した者」の番号欄に記入してください。
- ⑥ 3欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑦ 3欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していないときはその者の住所について記入してください。
- ⑧ 4欄は、遊戯施設の維持保全を行う者が3欄の「ニ」の勤務先(検査者に勤務先がないときは、検査者)と異なるときに記入することとし、当該維持保全を行う者が個人の場合は、「イ」は氏名を、「ハ」は住所を記入してください。
- ⑨ 5欄の「番号」は、報告する遊戯施設を特定できる番号、記号等を記入してください。
- ⑩ 5欄の「ハ」は、建築基準法施行令第138条第2項第2号及び同項第3号に掲げる名称の列により記入してください。

- ⑤ 5欄の「ニ」の「定常走行速度又は定常円周速度」は、当該遊戯施設が走行をするものである場合には定常走行速度をkm/hで、回転をするものである場合には定常円周速度をm/minで記入してください。
- ⑥ 5欄の「ホ」の「高低差」、「滑走路全長」、「滑走路平均勾配」は、滑走路が複数ある場合は滑走路ごとに、「吐出量」は、揚水装置が複数ある場合は揚水装置ごとに記入してください。
- ⑦ 6欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、検査結果において、重点的に点検することが必要と認められるときは「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」又は「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、当該指摘に係る項目について改善予定があるときは「有」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「無」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 前回の検査時以降に把握した機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因する衝突、異常音・振動等（以下、「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マーク

- ⑤ 5欄の「ニ」の「定常走行速度又は定常円周速度」は、当該遊戯施設が走行をするものである場合には定常走行速度をkm/hで、回転をするものである場合には定常円周速度をm/minで記入してください。
- ⑥ 5欄の「ホ」の「高低差」、「滑走路全長」、「滑走路平均勾配」は、滑走路が複数ある場合は滑走路ごとに、「吐出量」は、揚水装置が複数ある場合は揚水装置ごとに記入してください。
- ⑦ 6欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、検査結果において、重点的に点検することが必要と認められるときは「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」又は「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、当該指摘に係る項目について改善予定があるときは「有」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「無」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 前回の検査時以降に把握した機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因する衝突、異常音・振動等（以下、「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マーク

を入れ、当該不具合について記録があるときは「ロ」の「有」の
 チェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ
 」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受け既に
 改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるも
 のがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ
 」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予
 定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに
 「レ」マークを入れ、第三面の「改善（予定）年月」欄に記入さ
 れた改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以
 外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを
 入れてください。

② ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、8欄又は別
 紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、前回検査時以降に把握した遊戯施設に係る不具合の
 うち第二面の6欄において指摘されるもの以外のものについて、
 把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具
 合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当
 該不具合の具体的内容を記入してください。
- ③ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主と
 して考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が
 生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ④ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には
 実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入
 し、改善を行う予定がない場合には「-」を記入してください。
- ⑤ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は
 改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してくだ
 さい。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してくだ
 さい。

を入れ、当該不具合について記録があるときは「ロ」の「有」の
 チェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ
 」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受け既に
 改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるも
 のがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ
 」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予
 定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに
 「レ」マークを入れ、第三面の「改善（予定）年月」欄に記入さ
 れた改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以
 外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを
 入れてください。

② ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、8欄又は別
 紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、前回検査時以降に把握した遊戯施設に係る不具合の
 うち第二面の6欄において指摘されるもの以外のものについて、
 把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具
 合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当
 該不具合の具体的内容を記入してください。
- ③ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主と
 して考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が
 生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ④ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には
 実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入
 し、改善を行う予定がない場合には「-」を記入してください。
- ⑤ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は
 改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してくだ
 さい。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してくだ
 さい。

第三十六号の十二様式（第六条の二、第六条の三、第十一条の四
 関係）（A4）

定期検査報告概要書
 （遊戯施設）
 （第一面）

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象遊園地等】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【4. 報告対象遊戯施設】

【イ. 検査対象遊戯施設の台数】（ 台）

【ロ. 指摘の内容】

要是正の指摘あり 台（うち既存不適合 台）

第三十六号の三の四様式（第六条、第六条の三、第十一条の四関係）
 （A4）

定期検査報告概要書
 （遊戯施設）
 （第一面）

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象遊園地等】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【4. 報告対象遊戯施設】

【イ. 検査対象遊戯施設の台数】（ 台）

【ロ. 指摘の内容】

要是正の指摘あり 台（うち既存不適合 台）

要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台

【一. 指摘の概要】

【三. 改善予定の有無】
有 (平成 年 月に改善予定) 無

【六. その他特記事項】

遊戯施設の状況等 (第二面)

【1. 遊戯施設に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】
 昭和・平成 年 月 日 第 号

【ロ. 確認済証交付者】
遊業主事 指定確認検査機関 ()

【ハ. 検査済証交付年月日】
 昭和・平成 年 月 日 第 号

【ニ. 検査済証交付者】
遊業主事 指定確認検査機関 ()

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】
 平成 年 月 日実施

【ロ. 前回の検査】
実施 (平成 年 月 日報告) 未実施

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】有 無

【3. 検査者】
 (代表となる検査者)
 【イ. 資格】

要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台

【一. 指摘の概要】

【三. 改善予定の有無】
有 (平成 年 月に改善予定) 無

【六. その他特記事項】

遊戯施設の状況等 (第二面)

【1. 遊戯施設に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】
 昭和・平成 年 月 日 第 号

【ロ. 確認済証交付者】
遊業主事 指定確認検査機関 ()

【ハ. 検査済証交付年月日】
 昭和・平成 年 月 日 第 号

【ニ. 検査済証交付者】
遊業主事 指定確認検査機関 ()

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】
 平成 年 月 日実施

【ロ. 前回の検査】
実施 (平成 年 月 日報告) 未実施

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】有 無

【3. 検査者】
 (代表となる検査者)
 【イ. 資格等】

() 建築士 () 登録第 号
 昇格機検検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【三. 勤務先】
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【イ. 資格】
 () 建築士 () 登録第 号
 昇格機検検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【三. 勤務先】
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 遊戯施設の概要】 (番号)

() 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録昇格機検検査資格者講習を修了した者

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【三. 勤務先】
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【イ. 資格等】
 () 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録昇格機検検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【三. 勤務先】
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 遊戯施設の概要】 (番号)

【イ. 種別】

- 遊架の遊戯施設 (令第138条第2項第2号)
- 回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの (令第138条第2項第3号)

- 【ロ. 固有名称】
- 【ハ. 一般名称】

【ニ. 仕様】

(総定員) (乗物数) (乗物当たり定員)
 (人) (人) × (編成) (人)
 (定常走行速度又は定常円周速度) (最高部高さ) (走路全長)
 (回転直径) (勾配又は傾斜角度)
 () () km/h又はm/min) () (m) () m
 () () m) () (度)
 【ホ. ウォーターズライド仕様】
 (滑走路数) (高低差) (滑走路全長)
 (本) () (m) () m)
 (滑走路平均勾配) (揚水装置台数) (吐出量)
 () (度) (台) () m³/s)
 【ヘ. 製造者名】

【イ. 種別】

- 遊架の遊戯施設 (令第138条第2項第2号)
- 回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの (令第138条第2項第3号)

- 【ロ. 固有名称】
- 【ハ. 一般名称】

【ニ. 仕様】

(総定員) (乗物数) (乗物当たり定員)
 (人) (人) × (編成) (人)
 (定常走行速度又は定常円周速度) (最高部高さ) (走路全長)
 (回転直径) (勾配又は傾斜角度)
 () () km/h又はm/min) () (m) () m
 () () m) () (度)
 【ホ. ウォーターズライド仕様】
 (滑走路数) (高低差) (滑走路全長)
 (本) () (m) () m)
 (滑走路平均勾配) (揚水装置台数) (吐出量)
 () (度) (台) () m³/s)
 【ヘ. 製造者名】

【6. 検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】

要是正の指摘あり (既存不適格)
 要重点点検の指摘あり 指摘なし

- 【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】
 有 (平成 年 月に改善予定) 無
 有 (平成 年 月に改善予定) 無
 【ニ. その他特記事項】

【7. 不具合の発生状況】

【6. 検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格)
 要重点点検の指摘あり 指摘なし

- 【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】
 有 (平成 年 月に改善予定) 無
 有 (平成 年 月に改善予定) 無
 【ニ. その他特記事項】

【7. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無
 【ロ. 不具合記録】 有 無
 【ハ. 不具合の概要】
 【ニ. 改善の状況】
 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定)
 予定なし (理由..)

【8. 備考】

(注意)
 この様式には、第三十六号の様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第一面は、同一遊園地等に設置されている複数の遊戯施設について、あわせて一枚として作成することができます。第二面は、同様式第二面において指摘があった遊戯施設についてのみ作成し、第一面に添えてください。
 第三十七号の様式 (第六条の九関係) (A4)

遊架特定遊架物調査員講習修了証明書

(氏名) _____
 年 月 日生
 証明番号 _____
 講習修了年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

建築基準法施行規則第6条の6の表(1)項(ハ)欄の登録特定遊架物調査員講習を修了したことを証する。

平成 年 月 日

【イ. 不具合】 有 無
 【ロ. 不具合記録】 有 無
 【ハ. 不具合の概要】
 【ニ. 改善の状況】
 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定)
 予定なし (理由..)

【8. 備考】

(注意)
 この様式には、第三十六号の三の様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第一面は、同一遊園地等に設置されている複数の遊戯施設について、あわせて一枚として作成することができます。第二面は、第三十六号の三の様式第二面において指摘があった遊戯施設についてのみ作成し、第一面に添えてください。
 第三十六号の様式 (第四条の二十三関係) (A4)

遊架調査資格者講習修了証明書

(氏名) _____
 年 月 日生
 証明番号 _____
 講習修了年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

建築基準法施行規則第4条の20第1項第2号の登録調査資格者講習を修了したことを証する。

平成 年 月 日

登録特定建築物調査員講習実施機関名

代表者名

第三十七号の三様式(第六条の十二関係)(A4)

登録建築設備検査員講習修了証明書

(氏名) _____
年 月 日生
証明書番号 _____
講習修了年月日 _____

建築基準法施行規則第6条の6の表(2)項(ハ)欄の登録建築設備検査員講習を修了したことを証する。

平成 年 月 日

登録建築設備検査員講習実施機関名

代表者名

第三十七号の四様式(第六条の十四関係)(A4)

登録防火設備検査員講習修了証明書

(氏名) _____
年 月 日生
証明書番号 _____
講習修了年月日 _____

建築基準法施行規則第6条の6の表(3)項(ハ)欄の登録防火設備検査員講習を修了したことを証する。

登録調査資格者講習実施機関名

代表者名

第三十六号の二様式(第四条の二十三関係)(A4)

登録調査資格者講習修了証明書

(氏名) _____
年 月 日生
証明書番号 _____
講習修了年月日 _____

建築基準法施行規則第4条の20第1項第2号の登録調査資格者講習を修了したことを証する。

平成 年 月 日

登録調査資格者講習実施機関名

代表者名

第三十六号の二様式(第四条の二十三関係)(A4)

登録調査資格者講習修了証明書

(氏名) _____
年 月 日生
証明書番号 _____
講習修了年月日 _____

建築基準法施行規則第4条の20第1項第2号の登録調査資格者講習を修了したことを証する。

印

- 111 -

平成 年 月 日

登録防火設備検査員講習実施機関名

代表者名

第三十七号の五様式(第六条の十七関係)(A4)

登録昇降機等検査員講習修了証明書

(氏名) _____
年 月 日生
証明書番号 _____
講習修了年月日 _____

建築基準法施行規則第6条の6の表(4)項(ハ)欄の登録昇降機等検査員講習を修了したことを証する。

平成 年 月 日

登録昇降機等検査員講習実施機関名

代表者名

第三十七号の六様式(第六条の十七関係)(A4)

特定建築物調査員資格者証交付申請書

【記入注意】 数字は、算用数字を用い、□のある欄は該当する□の中にし印を付けて下さい。

私は、特定建築物調査員資格者証の交付を受けたいので、別紙様類を添え申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

平成 年 月 日 氏名 _____

平成 年 月 日

登録調査資格者講習実施機関名

代表者名

第三十六号の二様式(第四条の二十三関係)(A4)

登録調査資格者講習修了証明書

(氏名) _____
年 月 日生
証明書番号 _____
講習修了年月日 _____

建築基準法施行規則第4条の20第1項第2号の登録調査資格者講習を修了したことを証する。

平成 年 月 日

登録調査資格者講習実施機関名

代表者名

第五十一号様式(第十条の七関係)(A4)

建築基準適合判定資格者登録申請書

【記入注意】 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にし印を付けて下さい。

私は、建築基準適合判定資格者の登録を受けたいので、戸籍謄本(抄本)及び登記事項証明書を添え申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

平成 年 月 日 氏名 _____

- 111 -

(署 名)

地方整備局長
北海道開発局長

職

氏名	生年月日	明大昭	年 月 日	性別	男	口	女	口
現住所	〒 電話番号							

審査員の名簿 番号	〒	電話番号
--------------	---	------

欠格事由

1 後見開始又は保佐開始の審判（終審官又は准終審官）による口 いなか口
 の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けて
 いいますか

2 建築基準法第12条の規定により刑に処せられたことがあ ある口 ない口
 りますか

あるときは、その罪及び刑
 その執行を終わし、又は執行を受けることがなく
 なった年月日

3 特定建築物調査員資格者証の授与の命令を受けたこ ある口 ない口
 とがありますか

特定建築物調査員資格者証の授与の命令を受けたこ ある口 ない口
 運動の命令を受けたときは、その年月日

備考	※交付年月日	平成	年	月	日
※交付番号					

(署 名)

地方整備局長
北海道開発局長

職

氏名	生年月日	明大昭	年 月 日	性別	男	口	女	口
本住所	〒							

審査員の名簿 番号	〒	電話番号
--------------	---	------

欠格事由

1 後見開始又は保佐開始の審判（終審官又は准終審官）による口 いなか口
 の宣告もこれに該当するとみなされます。）を
 受けていますか

2 禁錮以上の刑に処せられたこと又は建築基準法第12条の規定により刑に処せら
 れたことがありますか

あるときは、その罪及び刑
 その執行を終わし、又は執行を受けることがな
 くなった年月日

3 建築基準法第77条の58第1項の規定により、建築基準法適合判定資格
 者の登録を受けたことがありますか

取り消されたことがありますか

その年月日

4~6 (略)

審査番号	※登録年月日	平成	年	月	日	※納付金 受付番号
	※登録年月日					

収入印紙貼付欄
 (消印してはならない。)

第三十七号の様式（第六条の十九関係）（A4）

特定建築物調査員資格者証

(氏 名)

年 月 日生

交付番号 第 年 月 日

交付年月日 年 月 日

建築基準法第12条の2第1項の規定により、特定建築物調査員資格者証を交付する。

- 調査等を行うことができる建築物の範囲
- 条件

平成 年 月 日

地方整備局長 (氏 名) 印
 北海道開発局長

注 不要な文字は、抹消してください。

第三十七号の様式（第六条の二十関係）（A4）

特定建築物調査員資格者証再交付申請書

第五十二号様式（第十條の八関係）（A4）

建築基準法適合判定資格者登録証

本 籍 地

(氏 名)

年 月 日生

登録番号 第 年 月 日

登録年月日 年 月 日

建築基準法第77条の58第1項の規定により、建築基準法適合判定資格者の登録を受けたことを証する。

平成 年 月 日

地方整備局長 (氏 名) 印
 北海道開発局長

第五十四号様式（第十條の十一関係）（A4）

建築基準法適合判定資格者登録証再交付申請書

私は、特定建築物調査員資格者証の再交付を受けたいので、建築物
 運送施行規則第6条の20第1項の規定により、下記のとおり再交付を
 申請します。

平成 年 月 日

地方整備局長
 北海道開発局長

申請者住所
 氏名 (番 号)

記

1	氏名	名
2	生年	年月日
3	性別	
4	交付	付年月日
5	交付	付年月日
6	変更	後の氏名
7	汚損	又は亡失の年月日
8	汚損	又は亡失の理由 (具体的に詳しく記入のこと。)

第三十七号の九様式 (第六条の二十一関係) (A4)

私は、このたび登録証を汚損、亡失したので、建築物運送施行
 規則第10条の11の規定により、下記のとおり再交付を申請し
 ます。

平成 年 月 日

地方整備局長
 北海道開発局長

申請者住所
 氏名 (番 号)

記

1	氏名	名
2	生年	年月日
3	性別	
4	本籍	籍地
5	登録	番号
6	登録	年月日
7	汚損	又は亡失の年月日
8	汚損	又は亡失の理由 (具体的に詳しく記入のこと。)

収入印紙貼付欄
 (消印してはならない。)

〇技能検定員等に関する規則 (平成六年国家公安委員会規則第三

特定建築物調査員資格者証返納命令書
 第 号
 平成 年 月 日

様

地方整備局長
 北海道開発局長

建築物運送法第12条の2第3項の規定により、特定建築物調査員資格
 者証の返納を命ずる。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日か
 ら起算して3か月以内に国土交通大臣に対し審査請求をすることが
 できます。(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内
 であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることがで
 きなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審
 査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)
 の翌日から起算して6か月以内に国を被告として(訴訟において国を
 代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起す
 ることができます。(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日
 から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経
 過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

技能検定員資格者証 返納命令書
 教習指導員資格者証

年 月 日

住所

様

公安委員会

道路交通法 第99条の2第5項

第99条の2第5項に於いて運用する第99条の2第5項
 の技能検定員資格者証の返納を命ずる。
 あなたは、あなたの教習指導員資格者証

理由

第三十七号の十様式 (第六条の二十二関係) (A4)
建築設備検査員資格者証交付申請書

【記入注意】 数字は、算用数字を用い、□のある欄は該当する□の中にし印を付けて下さい。

私は、建築設備検査員資格者証の交付を受けたいので、別紙書類を添え申請します。
私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

平成 年 月 日 氏名 (署名)

地方整備局長
北海道開発局長

氏名	生年月日	明大昭	年 月 日	性 別	男	女
現住所	〒	電話番号				
勤務先の名称	〒	電話番号				
職務の名称	〒	電話番号				
欠格事由	1 後見開始又は保生開始の宣告（禁治産又は准禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない 2 建築基準法令の規定により刑に処せられたことがあるか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない あるいは、その罪及び刑 その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた年月日 年 月 日					

理由

第三十七号の六様式 (第六条の十七関係) (A4)
特定建築物調査員資格者証交付申請書

【記入注意】 数字は、算用数字を用い、□のある欄は該当する□の中にし印を付けて下さい。

私は、特定建築物調査員資格者証の交付を受けたいので、別紙書類を添え申請します。
私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

平成 年 月 日 氏名 (署名)

地方整備局長
北海道開発局長

氏名	生年月日	明大昭	年 月 日	性 別	男	女
現住所	〒	電話番号				
勤務先の名称	〒	電話番号				
職務の名称	〒	電話番号				
欠格事由	1 後見開始又は保生開始の宣告（禁治産又は准禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない 2 建築基準法令の規定により刑に処せられたことがあるか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない あるいは、その罪及び刑 その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた年月日 年 月 日					

備考	2 建築設備検査員資格者証の返納の命令を受けたこと <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない がありまたは、 返納の命令を受けたことがあるときは、その年月日 年 月 日					
※交付番号	※交付年月日	平成	年 月 日			

第三十七号の十一様式 (第六条の二十三関係) (A4)
建築設備検査員資格者証

(氏名)

年 月 日生
交付番号 第 号
交付年月日 年 月 日

建築基準法第12条の3第3項の規定により、建築設備検査員資格者証を交付する。

1. 調査等を行うことができる建築物の範囲
2. 条件

平成 年 月 日

地方整備局長

備考	3 特定建築物調査員資格者証の返納の命令を受けたこと <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない がありまたは、 返納の命令を受けたことがあるときは、その年月日 年 月 日					
※交付番号	※交付年月日	平成	年 月 日			

第三十七号の七様式 (第六条の十九関係) (A4)
特定建築物調査員資格者証

(氏名)

年 月 日生
交付番号 第 号
交付年月日 年 月 日

建築基準法第12条の2第1項の規定により、特定建築物調査員資格者証を交付する。

1. 調査等を行うことができる建築物の範囲
2. 条件

平成 年 月 日

地方整備局長

北海道開発局長 (氏名) 印

注 不要な文字は、抹消してください。

第三十七号の十二様式 (第六条の二十三関係) (A4)

建築設備検査員資格者証再交付申請書

私は、建築設備検査員資格者証の再交付を受けたいので、建築基準法施行規則第6条の23において読み替えて運用する同規則第6条の20第1項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿

〒

申請者住所

氏名 (署名)

記

1	氏名	
2	生年月日	
3	性別	
4	交付番号	
5	交付年月日	
6	変更後の氏名	
7	汚損又は亡失の年月日	

北海道開発局長 (氏名) 印

注 不要な文字は、抹消してください。

第三十七号の八様式 (第六条の二十関係) (A4)

特定建築物調査員資格者証再交付申請書

私は、特定建築物調査員資格者証の再交付を受けたいので、建築基準法施行規則第6条の20第1項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長 殿

〒

申請者住所

氏名 (署名)

記

1	氏名	
2	生年月日	
3	性別	
4	交付番号	
5	交付年月日	
6	変更後の氏名	
7	汚損又は亡失の年月日	

8 汚損又は亡失の理由 (具体的に詳しく記入のこと。)

第三十七号の十三様式 (第六条の二十三関係) (A4)

建築設備検査員資格者証返納命令書

第 年 月 日 号

様

地方整備局長
北海道開発局長

印

建築基準法第12条の3第4項において読み替えて運用する同法第12条の2第3項の規定により、建築設備検査員資格者証の返納を命ずる。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができます (なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることがで

8 汚損又は亡失の理由 (具体的に詳しく記入のこと。)

第三十七号の九様式 (第六条の二十一関係) (A4)

建築物調査員資格者証返納命令書

第 年 月 日 号

様

地方整備局長
北海道開発局長

印

建築基準法第12条の2第3項の規定により、建築物調査員資格者証の返納を命ずる。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができます (なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることがで

きなくなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(理由)

第三十七号の十四様式(第六条の二十四関係)(A4)

防火設備検査員資格者証交付申請書

【記入注意】 数字は、算用数字を用い、□のある欄は該当する□のみにし印を付けて下さい。

私は、防火設備検査員資格者証の交付を希望するので、別紙書類を添え申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

平成 年 月 日 氏名 (署 名)

地方整備局長
北海道開発局長 殿

氏名	生年月日	明大昭平	年 月 日	性別	男	女
現住所	〒		電話番号			
勤務先の名称	〒		電話番号			
資格事由	1 後見開始又は保佐開始の審判(後見審又は保佐審) いる□ いわない□ の宣告もこれに該当するとみなされます。)を受けて					

きなくなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(理由)

第三十七号の六様式(第六条の十七関係)(A4)

特定建築物調査員資格者証交付申請書

【記入注意】 数字は、算用数字を用い、□のある欄は該当する□のみにし印を付けて下さい。

私は、特定建築物調査員資格者証の交付を希望するので、別紙書類を添え申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

平成 年 月 日 氏名 (署 名)

地方整備局長
北海道開発局長 殿

氏名	生年月日	明大昭平	年 月 日	性別	男	女
現住所	〒		電話番号			
勤務先の名称	〒		電話番号			
資格事由	1 後見開始又は保佐開始の審判(後見審又は保佐審) いる□ いかない□ の宣告もこれに該当するとみなされます。)を					

いますか
2 建築基準法令の規定により刑に処せられたことがありませんか
あり□ ない□

あるときは、その罪及び刑
その執行を終わり、又は執行を受けることなく
なつた年月日
ある□ ない□

3 防火設備検査員資格者証の運轉の命令を受けたことがありませんか
ある□ ない□

運轉の命令を受けたことがあるときは、その年月日 年 月 日

備考				
※交付番号	※交付年月日	平成 年 月 日		

第三十七号の十五様式(第六条の二十五関係)(A4)

防火設備検査員資格者証

(氏 名)

年 月 日生

交付番号 第 号
交付年月日 年 月 日

建築基準法第12条の3第3項の規定により、防火設備検査員資格者証を交付する。

受けていますか
2 建築基準法令の規定により刑に処せられたことがありませんか
あり□ ない□

あるときは、その罪及び刑
その執行を終わり、又は執行を受けることなく
なつた年月日
ある□ ない□

3 特定建築物調査員資格者証の運轉の命令を受けたことがありませんか
ある□ ない□

運轉の命令を受けたことがあるときは、その年月日 年 月 日

備考				
※交付番号	※交付年月日	平成 年 月 日		

第三十七号の七様式(第六条の十九関係)(A4)

特定建築物調査員資格者証

(氏 名)

年 月 日生

交付番号 第 号
交付年月日 年 月 日

建築基準法第12条の2第1項の規定により、特定建築物調査員資格者証を交付する。

1. 検査等を行うことのできる防火設備の範囲
2. 条件

平成 年 月 日

地方整備局長 (氏名) 印
北海道開発局長

注 不要な文字は、捺消してください。

第三十七号の十六様式 (第六条の二十五関係) (A4)

防火設備検査員資格者証再交付申請書

私は、防火設備検査員資格者証の再交付を受けたいので、建築基準法施行規則第6条の28において認め替えて適用する同規則第6条の20第1項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。

平成 年 月 日

地方整備局長 殿
北海道開発局長

〒 申請者住所
氏名 (署名)

記

1	氏名
---	----

1. 調査等を行うことのできる建築物の範囲
2. 条件

平成 年 月 日

地方整備局長 (氏名) 印
北海道開発局長

注 不要な文字は、捺消してください。

第三十七号の八様式 (第六条の二十関係) (A4)

特定建築物調査員資格者証再交付申請書

私は、特定建築物調査員資格者証の再交付を受けたいので、建築基準法施行規則第6条の20第1項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。

平成 年 月 日

地方整備局長 殿
北海道開発局長

〒 申請者住所
氏名 (署名)

記

1	氏名
---	----

2	生 年 月 日
3	性 別
4	交 付 番 号
5	交 付 年 月 日
6	変 更 後 の 氏 名
7	汚 損 又 は 亡 失 の 年 月 日
8	汚 損 又 は 亡 失 の 理 由 (具 体 的 に 詳 し く 記 入 の こ と 。)

第三十七号の十七様式 (第六条の二十五関係) (A4)

防火設備検査員資格者証返納命令書

第 号
平成 年 月 日

差

地方整備局長
北海道開発局長 印

建築基準法第12条の3第4項において認め替えて適用する同法第12条の2第3項の規定により、防火設備検査員資格者証の返納を命ずる。

2	生 年 月 日
3	性 別
4	交 付 番 号
5	交 付 年 月 日
6	変 更 後 の 氏 名
7	汚 損 又 は 亡 失 の 年 月 日
8	汚 損 又 は 亡 失 の 理 由 (具 体 的 に 詳 し く 記 入 の こ と 。)

第三十七号の九様式 (第六条の二十一関係) (A4)

建築物調査員資格者証返納命令書

第 号
平成 年 月 日

様

地方整備局長
北海道開発局長 印

建築基準法第12条の2第3項の規定により、建築物調査員資格者証の返納を命ずる。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができ、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができ、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

（理由）

第三十七号の十八様式（第六条の二十六関係）（A.4）

昇降機等検査員資格者証交付申請書

【記入注意】 数字は、算用数字を用い、□のある欄は該当する□の中にし印を付けて下さい。

私は、昇降機等検査員資格者証の交付を受けたいので、別紙書類を添え申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

平成 年 月 日 氏名 (署名)

地方整備局長
北海道開発局長 殿

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができ、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができ、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

（理由）

第三十七号の六様式（第六条の十七関係）（A.4）

特定建築物調査員資格者証交付申請書

【記入注意】 数字は、算用数字を用い、□のある欄は該当する□の中にし印を付けて下さい。

私は、特定建築物調査員資格者証の交付を受けたいので、別紙書類を添え申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

平成 年 月 日 氏名 (署名)

地方整備局長
北海道開発局長 殿

氏名 〇〇〇 〇〇〇 | 生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日 | 性別 男□ 女□

現住所 〒 | 電話番号 |

通称名 〇〇〇 | 電話番号 |

資格者の所在地 〒 | 電話番号 |

欠格事由 1 後見開始又は保佐開始の審判（終身監禁又は懲役禁錮）の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていない□ いた□

2 建築士試験会の規定により刑に処せられたことがあり□ ない□

あるときは、その罪及び刑
その執行を終わり、又は執行を受けることがな
くつた年月日 年 月 日

3 昇降機等検査員資格者証の返納の命令を受けたこと
があり□ ない□

返納の命令を受けたことがあるときは、その年月日 年 月 日

備考

※交付 年 月 日 平成 年 月 日

第三十七号の十九様式（第六条の二十七関係）（A.4）

昇降機等検査員資格者証

(氏名) 年 月 日生

氏名 〇〇〇 〇〇〇 | 生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日 | 性別 男□ 女□

現住所 〒 | 電話番号 |

通称名 〇〇〇 | 電話番号 |

資格者の所在地 〒 | 電話番号 |

欠格事由 1 後見開始又は保佐開始の審判（終身禁錮又は懲役禁錮）の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていない□ いた□

2 建築士試験会の規定により刑に処せられたことがあり□ ない□

あるときは、その罪及び刑
その執行を終わり、又は執行を受けることがな
がなくなつた年月日 年 月 日

3 特定建築物調査員資格者証の返納の命令を受けた
ことがあり□ ない□

返納の命令を受けたことがあるときは、その年月日 年 月 日

備考

※交付 年 月 日 平成 年 月 日

第三十七号の七様式（第六条の十九関係）（A.4）

特定建築物調査員資格者証

(氏名) 年 月 日生

交付番号 第 号
交付年月日 年 月 日

建築基準法第12条の3第3項(同法第38条第1項において準用する場合を含む。)及び同法第38条第1項において準用する同法第12条の2第1項の規定により、昇降機等検査員資格者証を交付する。

1. 調査等及び検査等を行うことができる昇降機等の範囲
2. 条件

平成 年 月 日

地方整備局長 (氏名) 印
北海道開発局長

注 不要な文字は、抹消してください。

第三十七号の二十様式(第六条の二十七関係) (A4)

昇降機等検査員資格者証再交付申請書

私は、昇降機等検査員資格者証の再交付を受けたいので、建築基準法施行規則第6条の27において読み替えて準用する同規則第6条の20第1項の規定により、下記のとおり返交付を申請します。

平成 年 月 日

地方整備局長 殿

交付番号 第 号
交付年月日 年 月 日

建築基準法第12条の2第1項の規定により、特定建築物調査員資格者証を交付する。

1. 調査等を行うことができる建築物の範囲
2. 条件

平成 年 月 日

地方整備局長 (氏名) 印
北海道開発局長

注 不要な文字は、抹消してください。

第三十七号の八様式(第六条の二十関係) (A4)

特定建築物調査員資格者証再交付申請書

私は、特定建築物調査員資格者証の再交付を受けたいので、建築基準法施行規則第6条の20第1項の規定により、下記のとおり返交付を申請します。

平成 年 月 日

地方整備局長 殿

北海道開発局長

〒

申請者住所
氏名 (署名)

記

1	氏名	
2	生年月日	
3	性別	
4	交付番号	
5	交付年月日	
6	変更後の氏名	
7	汚損又は亡失の年月日	
8	汚損又は亡失の理由(具体的に詳しく記入のこと。)	

第三十七号の二十一様式(第六条の二十七関係) (A4)

昇降機等検査員資格者証返納命令書

第 号
平成 年 月 日

北海道開発局長

〒

申請者住所
氏名 (署名)

記

1	氏名	
2	生年月日	
3	性別	
4	交付番号	
5	交付年月日	
6	変更後の氏名	
7	汚損又は亡失の年月日	
8	汚損又は亡失の理由(具体的に詳しく記入のこと。)	

第三十七号の九様式(第六条の二十一関係) (A4)

建築物調査員資格者証返納命令書

第 号
平成 年 月 日

建築基準法第12条の3第4項において読み替えて適用する同法第12条の2第3項(同法第88条第1項において適用する場合を含む。)及び同法第88条第1項において適用する同法第12条の2第3項の規定により、昇降機検査員資格者証の返納を命ずる。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができ、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができ、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(理由)

第五十号の二様式(第十条の五の二関係)(A4)
型式適合認定申請書
(略)

建築基準法第12条の2第3項の規定により、建築物調査員資格者証の返納を命ずる。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができ、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができ、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(理由)

第五十号の二様式(第十条の五の二関係)(A4)
型式適合認定申請書
(略)

記

- 1. 認定を受けようとする型式
- 2. 適合する二連の規定
- 3. 備考

(注意) (略)

第五十号の五様式(第十条の五の五関係)(A4)
型式部材等製造者認証申請書
(略)

記

- 1. 型式部材等の種類
- 2. 型式部材等に係る型式適合認定の認定番号
- 3. 型式部材等の型式が適合する二連の規定
- 4. 建築基準法施行令第 条 に掲げる二連の規定
- 5. 工場その他の事業場の名称及び所在地
- 6. 技術的生産条件に関する事項
- 7. 備考

(注意) (略)

第五十号の十様式(第十条の五の十五関係)(A4)

(注意)

①～③ (略)
④ 認証番号には、「当該認証を行った者(国土交通大臣、指定認定機関、承認認定機関)を表す略号-型式部材等の種類を表す記号・当該認証型式部材等の番号」を記載すること。この場合において、型式部材等の種類を表す記号は、型式部材等の種類に従い、次の表

記

- 1. 認定を受けようとする型式
- 2. 備考

(注意) (略)

第五十号の五様式(第十条の五の五関係)(A4)
型式部材等製造者認証申請書
(略)

記

- 1. 型式部材等の種類
- 2. 型式部材等に係る型式適合認定の認定番号
- 3. 工場その他の事業場の名称及び所在地
- 4. 技術的生産条件に関する事項
- 5. 備考

(注意) (略)

第五十号の十様式(第十条の五の十五関係)(A4)

(注意)

①～③ (略)
④ 認証番号には、「当該認証を行った者(国土交通大臣、指定認定機関、承認認定機関)を表す略号-型式部材等の種類を表す記号・当該認証型式部材等の番号」を記載すること。この場合において、型式部材等の種類を表す記号は、型式部材等の種類に従い、次の表

型式部材等の種類	記号
建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分(同号イに掲げる規定に適合するものであることと認定を受けたものに限る。)	N
建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分(同号ロに掲げる規定に適合するものであることと認定を受けたものに限る。)	A
⑤ (略)	(略)

型式部材等の種類	記号
建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分	A
⑤ (略)	(略)

に定めるものとする。

に定めるものとする。

○建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第13号)(第一條關係)(傍線の部分は改正部分)

改正案

現行

(指定性能評価機関に係る指定の区分)
 第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。
 一 法第二条第七号から第八号まで及び第九号の二口、法第二十三条、法第二十七条第一項(防火設備に関するものに限る。)、法第六十四条、令第七十条、令第九十九条の三第一号及び第二号ハ、令第一百二十二条第一項及び第二項第一号、令第一百三十三条第一項第三号、令第一百四十五条第五項、令第一百五十二条第一項第四号、令第一百二十九条の二の三第一項第一号ロ及びハ(2)並びに令第一百二十九条の二の五第一項第七号ハの認定に係る性能評価を行う者としての指定
 二(三) (略)
 三の二 法第二十七条第一項(主要構造部に関するものに限る。)の認定に係る性能評価を行う者としての指定
 四(十四) (略)
 十五 令第一百五十二条第一項第三号ロの認定に係る性能評価を行う者としての指定
 十六 令第一百二十五条第三項第二号及び令第一百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
 十七 令第一百二十六条の五第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定
 十八 令第一百二十六条の六第三号の認定に係る性能評価を行う者としての指定
 十九 令第一百二十九条第一項及び令第一百二十九条の二第二項の認定

(指定性能評価機関に係る指定の区分)
 第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。
 一 法第二条第七号から第八号まで及び第九号の二口、法第二十三条、法第六十四条、令第七十条、令第九十九条の三第一号及び第二号ハ、令第一百二十二条第一項、令第一百三十三条第一項第三号、令第一百四十五条第五項、令第一百五十二条の二第一項第四号、令第一百二十九条の二の三第一項第一号ロ及びハ(2)並びに令第一百二十九条の二の五第一項第七号ハの認定に係る性能評価を行う者としての指定
 二(三) (略)
 三の二 法第二十七条第一項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
 四(十四) (略)
 十五 令第一百五十二条第一項第三号ロの認定に係る性能評価を行う者としての指定
 十六 令第一百二十六条の五第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定
 十七 令第一百二十九条の二第二項及び令第一百二十九条の二の二第二

に係る性能評価を行う者としての指定
十八(二十四) (略)

(性能評価の方法)

第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第二項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。

一(三) (略)

四 次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。

イ 法第二条第七号から第八号まで、法第二十三条若しくは法第二十七条(主要構造部に関するものに限る。)(又は令第七十条、令第九号の三第一号若しくは第二号ハ、令第十二条第二項第一号、令第十三条第一項第三号、令第十五条の二第一項第四号若しくは令第二十九条の二の三第一項第一号ロ若しくはハ(2)の規定に基づく認定) 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)(3) (略)

ロ 法第二条第九号又は令第一条第五号若しくは第六号の規定に基づく認定) 次に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ次に定める試験方法

(1) 施行規則別表第二の法第二条第九号の規定に係る評価の項

(イ) 欄に規定するガス有害性試験不要材料(令第八号の二第一号及び第二号に掲げる要件を満たしていることを確かめるための基準として次に掲げる基準に適合するもの)

(i) 実際のものと同一の材料及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。

(ii) 通常の火災による火熱を適切に再現することができる装置を用い、通常の火災による火熱を適切に再現した加熱により行うものであること。

(ii) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて発熱量及びその他の数値により適切に判定を行うことができるものであること。

(2) 施行規則別表第二の法第二条第九号の規定に係る評価の項

(イ) 欄に規定するガス有害性試験不要材料以外の建築材料

令第八号の二第一号から第三号までに掲げる要件を満たしていることを確かめるための基準として次に掲げる基準に適合するもの

(1) (1)及び(2)に掲げる基準に適合することであること。

(ii) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて発熱量、有毒性に関する数値及びその他の数値により適切に判定を行うことができるものであること。

ハ 法第二条第九号の二ロ、法第二十七条(防火設備に関するものに限る。)(若しくは法第六十四条又は令第十二条第一項、令第十四条第五項若しくは令第二十九条の二の五第一項第七号ハの規定に基づく認定) 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)(3) (略)

ニ(三) (略)

五(略)

項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
十八(二十四) (略)

(性能評価の方法)

第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第二項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。

一(三) (略)

四 次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。

イ 法第二条第七号から第八号まで若しくは法第二十三条又は令第七十条、令第九号の三第一号若しくは第二号ハ、令第十三条第一項第三号、令第十五条の二第一項第四号若しくは令第二十九条の二の三第一項第一号ロ若しくはハ(2)の規定に基づく認定) 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)(3) (略)

ロ 法第二条第九号又は令第一条第五号若しくは第六号の規定に基づく認定) 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1) 実際のものと同一の材料及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。

(2) 通常の火災による火熱を適切に再現することができる装置を用い、通常の火災による火熱を適切に再現した加熱により行うものであること。

(3) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて発熱量及びその他の数値により適切に判定を行うことができるものであること。

であること。

ハ 法第二条第九号の二ロ若しくは法第六十四条又は令第十二条第一項、令第十四条第五項若しくは令第二十九条の二の五第一項第七号ハの規定に基づく認定) 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)(3) (略)

ニ(三) (略)

五(略)

〔傍線の部分は改正部分〕

改 正 案	現 行
<p>2 (略)</p> <p>2 (定期点検) 第一条 官公庁施設の建設等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項の点検は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内に行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。</p>	<p>2 (定期点検) 第一条 官公庁施設の建設等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項の点検は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内に行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (定期点検) 第一条 官公庁施設の建設等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項の点検は、建築物の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして一年以内に行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。</p>